

「地域文化で日本を元気にしよう！」

文化審議会文化政策部会報告書

平成17年2月2日

文化審議会文化政策部会

目次

はじめに	・・・・・・・・・・ 1
第1章 地域文化を振興する意義	・・・・・・・・・・ 2
1．地域文化を振興する本質的意義	・・・・・・・・・・ 2
2．地域社会を活性化させる文化	・・・・・・・・・・ 3
第2章 地域における文化の現状	・・・・・・・・・・ 5
1．地域文化をめぐる現状	・・・・・・・・・・ 5
2．地域の文化振興に関する取組みの質的な変化	・・・・・・・・・・ 7
3．国における地域文化振興施策	・・・・・・・・・・ 8
第3章 地域文化の振興に当たっての課題と方策	・・・・・・・・・・ 10
課題1：地域文化を振興するために地域の「文化力」をいかに結集するか	・・・・・・・・・・ 10
課題2：文化以外の分野に「文化力」をいかに活用するか	・・・・・・・・・・ 14
課題3：地域の文化芸術活動を活性化する人材をいかに育成し、登用するか	・・・・・・・・・・ 17
課題4：文化芸術活動を支える拠点・資源をいかに活性化するか	・・・・・・・・・・ 26
課題5：子どもたちの文化芸術活動への支援をどのように進めるか	・・・・・・・・・・ 29
課題6：文化芸術活動に関する情報収集・発信をどのように進めるか	・・・・・・・・・・ 34
課題7：文化芸術活動への資金的援助をいかに確保するか	・・・・・・・・・・ 35
第4章 地域文化の活性化に向けて	・・・・・・・・・・ 39
1．今後関係者に期待される具体的役割と取組み	・・・・・・・・・・ 39
2．連携・協力により解決すべき課題と方策	・・・・・・・・・・ 42
おわりに	・・・・・・・・・・ 44

目次

「地域文化で日本を元気にしよう！」	・・・ 1
「地域文化で日本を元気にしよう！」要旨	・・・ 45
「地域文化で日本を元気にしよう！」参考資料	・・・ 50
「地域文化で日本を元気にしよう！」附属資料	・・・ 65

「地域文化で日本を元気にしよう！」

文化審議会文化政策部会報告書

平成17年2月2日

文化審議会文化政策部会

はじめに	・・・・・・・・・・	1
第1章 地域文化を振興する意義	・・・・・・・・・・	2
1．地域文化を振興する本質的意義	・・・・・・・・・・	2
2．地域社会を活性化させる文化	・・・・・・・・・・	3
第2章 地域における文化の現状	・・・・・・・・・・	5
1．地域文化をめぐる現状	・・・・・・・・・・	5
2．地域の文化振興に関する取組みの質的な変化	・・・・・・・・・・	7
3．国における地域文化振興施策	・・・・・・・・・・	8
第3章 地域文化の振興に当たっての課題と方策	・・・・・・・・・・	10
課題1：地域文化を振興するために地域の「文化力」をいかに結集するか	・・・・・・・・・・	10
課題2：文化以外の分野に「文化力」をいかに活用するか	・・・・・・・・・・	14
課題3：地域の文化芸術活動を活性化する人材をいかに育成し，登用するか	・・・・・・・・・・	17
課題4：文化芸術活動を支える拠点・資源をいかに活性化するか	・・・・・・・・・・	26
課題5：子どもたちの文化芸術活動への支援をどのように進めるか	・・・・・・・・・・	29
課題6：文化芸術活動に関する情報収集・発信をどのように進めるか	・・・・・・・・・・	34
課題7：文化芸術活動への資金的援助をいかに確保するか	・・・・・・・・・・	35
第4章 地域文化の活性化に向けて	・・・・・・・・・・	39
1．今後関係者に期待される具体的役割と取組み	・・・・・・・・・・	39
2．連携・協力により解決すべき課題と方策	・・・・・・・・・・	42
おわりに	・・・・・・・・・・	44

はじめに

平成 14 年 12 月に閣議決定された「文化芸術の振興に関する基本的な方針」では、文化芸術の振興に当たっての基本理念の一つとして、「各地域の特色ある文化芸術の発展」を挙げている。地域文化の振興は、地域住民の身近な文化芸術活動の充実といった側面だけでなく、地域の活性化といった側面にも及ぶ極めて重要な政策課題である。

文化審議会文化政策部会では、このような認識に立って「地域文化の振興と発信」をテーマに、平成 16 年 6 月から、2 回の関係団体ヒアリングを含め、7 回の審議を行い、このたび、本報告を取りまとめた。

本報告の作成に当たっては、まず地域文化の振興の意義に関して、今日的視点から検討を行った。特に、地域経済の深刻な状況を踏まえて地域再生への取組みが活発になされていることから、文化が地域づくりや地域再生に大きく寄与することを示した。また、地域文化の現状を踏まえ、地域文化の振興に当たっての課題を検討した。

それらの課題に対して、ヒアリングや現地調査等を通じて収集した全国各地の特色ある取組みを事例として取り上げ、地方公共団体や文化芸術団体等の今後の活動に参考となるよう分析を行った。さらに、事例の分析を通じて得られた成果・教訓を取りまとめ、地域文化の担い手に対して今後の取組みの方向性と役割について提言を行った。

地域文化が多様であるようにその振興方策も多様であり、それぞれの地域が創意と工夫をもって独自の振興方策を講じていくべきものではあるが、本報告書が地域文化の担い手によって活用され、課題解決の手助けとなることを期待する。

第1章 地域文化を振興する意義

1. 地域文化の本質的意義

(1) 心の豊かさの創出

文化は、人々に楽しさや感動、精神的な安らぎや生きる喜びをもたらして人生を豊かにするとともに、豊かな人間性を涵養^{かんよう}し、創造性をはぐくむものである。また、すべての国民が真にゆとりと潤いの実感できる心豊かな生活を実現していく上で不可欠なものであり、文化芸術の振興が求められている。

(2) 住民の身近な文化芸術活動の機会の確保

文化を創造し、享受することは人々の生まれながらの権利であることを踏まえ、地域文化の振興に当たっては、住民がその居住する地域にかかわらず等しく文化芸術を鑑賞できる機会が得られるとともに、文化芸術活動に主体的に参加し、文化芸術を創造していく機会を拡充することが重要である。

しかしながら、現在の日本では、文化芸術の鑑賞機会の提供や文化関連産業の活動は東京及びその周辺部に集中している。例えば、オペラや演劇等の公演活動のうち約37%、企業によるメセナ活動の約40%が東京都で実施されている（芸能白書2001、メセナ活動実態調査2004）。文化芸術活動が全国のどこにおいてもそれぞれの地域の特性に即した形で存在し、国民が地域の特色ある文化芸術に触れる機会を確保するためには、文化芸術の東京一極集中を緩和し、地域文化の振興を図ることが強く求められている。

(3) 地域社会の連帯感の形成

地域の豊かな自然や言葉、昔から親しまれている祭りや行事、歴史的な建造物や町並み、景観、地域に根ざした文化芸術活動等は、それ自体が独自の価値を持つだけでなく、住民の地域への誇りや愛着を深め、住民共通のよりどころとなり、地域社会の連帯感を強めることにも資することから、地域づくりを進める上で重要な役割を有するものである。

(4) 地域文化の振興による日本文化の振興

地域文化が有する文化の厚みが日本文化の基盤を成しており、地域文化が豊かになればなるほど日本全体の文化も豊かになり、日本の魅力が一層高まっていくことにつながると考えられる。そのため、地域の歴史、風土等に培われた特色ある伝統的な文化を継承・発展させるとともに、地域から新しい文化芸術活動を創造し発信していくための環境を整備することが重要である。

(5) 世界的な視野での文化多様性の確保

情報技術の進展や経済のグローバル化（地球規模化）による文化の画一化に伴う文化的アイデンティティ（独自性）の危機や対立が懸念されている。日本は古来より、多種多様な外来文化を受容しつつ独自の文化を形成してきたが、それは日本の各地域がそれぞれの自然や歴史を反映した特色ある文化を営んできたことが一つの要因であったと考えられる。各地域で独自性のある文化が振興されることは日本全体として文化多様性の確保につながるものである。

2 . 地域社会を活性化させる文化

文化には人を動かす力がある。地域社会の住民一人一人が文化に触れたり、創造にかかわったりすることは、それぞれの持つ個性を發揮させ、元気にするばかりでなく、他者への発信や協働を通じて多くの人々を元気にする力がある。また、長年にわたり培われてきた伝統文化や地域の特色ある文化芸術活動には、その地域内外の人々を魅了する力がある。

このように、文化には、人々に元気を与え地域社会全体を活性化させて、魅力ある社会づくりを推進する力がある。このような文化の持つ力（「文化力」）は、文化芸術以外の様々な分野の活性化にも貢献し得るものである。

(1) 地域経済を活性化させる文化

文化芸術活動は、経済の活性化につながる側面も有している。例えば、地域において行われる文化芸術活動は、文化施設の利用や文化財の保存と活用による消費の拡大、観光等による交流人口の増大等のように地域経済に対して経済波及効果をもたらすと言われている。また、経済のソフト化・サービス化が進展する中で、文化芸術活動にかかわる余暇関連産業や映像情報産業等の文化関連産業のように、付加価値の高い財やサービスの提供等を通じて、文化が新たな需要を喚起し、知識集約的産業として雇用を創出するなど、地域経済を活性化させる効果があるとの認識も強まってきている。

(2) 観光資源としての文化

観光は地域活性化の有力な切り札であるが、文化は魅力ある観光資源として重視されている。内閣府が平成 16 年に実施した「観光立国に関する特別世論調査」によれば、海外に発信すべき「日本ブランド」としてどのようなものに魅力があるかとの問いに対して、「神社、仏閣など歴史的建造物や街並み」が 65.9%、「伝統芸能や祭り、伝統産業」が 52.5%を占めている。歴史や伝統に基づく文化が海外に対して大きな魅力を持ち、我が国を代表するブランド（象徴）であると国民が考えていることがわかる。さらに、「観光立国」を実現するための要望として、「個性ある地域づくりの支援」（42.0%）が最も多く回答されていることを見ても、地域の歴史や伝統に基づく文化に着目して、特色のある地域づくりを進めることが日

本の魅力を高めるとの意識を有する者が多いことがうかがわれる。

平成16年11月に政府の観光立国推進戦略会議が取りまとめた「観光立国推進戦略会議報告書」においても、地域の魅力を高め、国内外に発信するに当たっては、伝統文化など地域の特色ある文化資源の活用を図ることが重要であることを提言している。

(3) 教育や福祉などの分野でも大きな効果を持つ文化

「文化力」には、教育や福祉などの分野が抱える課題に対しても効果がある。

例えば、子どもたちが本物の文化芸術に触れ、日頃味わえない感動や刺激を直接体験することによって、豊かな人間性と創造性を育むことにつながる。また、文化芸術活動への参加を通して、自己の感性を磨き、他者との共感を育むことによって、自己形成やコミュニケーション能力を伸ばすことができる。このような表現活動に注目した取組みが大きな教育的効果を持つことを踏まえ、学校教育においても表現活動が重視され始めている。

福祉の分野においても、大声を出して歌うことや、舞踊や演劇等を通じて身体を動かすことは、心身の健康の維持や増進にも役立つ効果があるとの指摘もあり、高齢者に対する福祉活動に文化芸術を取り入れることが注目されている。

こうした文化芸術活動の持つ力を他の分野に積極的に活用していくことも、社会全体の活力を高める上で有意義である。

第2章 地域における文化の現状

1. 地域文化をめぐる現状

地域文化に関する地方公共団体の取り組みや地域の文化芸術活動の現状は、各種の統計などから分析すると、次のような傾向が見受けられる。

(1) 地方公共団体の文化関係経費の推移

文化庁が調査した「地方における文化行政の状況について」(平成13年度)によれば、地方公共団体の文化関係経費^{*1}は平成5年度の9,553億円を最高額として地方財政の厳しさを反映して減少してきており、平成13年度は5,651億円となっている。

芸術文化の振興に係る芸術文化経費^{*2}についても平成5年度8,172億円から平成13年度4,533億円と減少している。特に、文化施設建設費^{*3}が平成5年度の5,878億円を最高額として平成13年度はその約1/3以下の1,682億円まで減少しているのが注目される。一方、芸術文化に関するソフト事業の経費である芸術文化事業費^{*4}については、平成5年度は583億円、平成13年度は637億円であり、年度による変動はあるものの、ここ10年間ではほぼ横ばいの推移を示している。

また、文化財保護経費^{*5}は平成5年度1,377億円から平成13年度には1,116億円となっており、減少傾向にある。

国や地方公共団体の財政状況は、今後とも厳しい状況が予測されることから、地域の文化芸術活動の支援のために、公的支援の確保に努めつつも、企業や地域住民からの資金援助の活用など、多様な資金確保方策に努める必要がある。

(2) 地域における文化施設等の現状

座席数300席以上のホールを有する文化会館の数は平成2年度に1,010館であったのが、平成14年度には1,832館に増加しており、過去12年間で約1.8倍の増加である。1,832館の内訳は市町村立が1,549館、私立が155館、都道府県立が112館であることから、そのほとんどは市町村立の文化会館であると言える。また、職員数については18,198人であり、平均すると約10人の職員で一つの文化会館の運営・管理を行っていることになる。そのうち4,707人は非常勤の職員であり、全体の25.8%にあたる(文部科学省「社会教育調査」)。また、平成13年度において、公立文化会館のメインホールの平均稼働率は52.0%であり、

1 「文化関係経費」とは、文化の振興に関する経費。芸術文化経費と文化財保護経費を合計した額。

2 「芸術文化経費」とは、芸術・芸能・生活文化・国民文化等の芸術文化の振興に関する経費。文化施設建設費、文化施設経費及び芸術文化事業費を合計した額。

3 「文化施設建設費」とは、土地購入費・建設工事費などの文化施設建設のための経費。また、「文化施設経費」とは、文化施設の管理運営のための経常的な経費。

4 「芸術文化事業費」とは、県民芸術祭の企画・運営や芸術文化団体への活動支援などの芸術文化事業を実施するための経費。

5 「文化財保護経費」とは、文化財の保存修理・買い上げ・調査・伝承・活用・管理等に関する経費

自主文化芸術事業を実施している公立文化会館は 76.3%にとどまっている（（社）全国公立文化施設協会による調査）。

このように、文化会館は限られた人的資源で運営・管理されていることが多く、その設備や機能が十分に活用されているとは言い難い状況にあることから、文化会館の運営に関与する人材をいかに確保し、また、文化会館の事業企画能力をいかに高めていくかが課題となっている。

（３）地域住民の文化振興に対する意識

内閣府が平成 15 年に実施した「文化に関する世論調査」によれば、地域文化の振興に対する住民の意識は以下のようになっている。

地域の文化芸術活動の振興に関する要望

地域の文化芸術活動をより活性化するため国や地方公共団体に対し要望することは何かを聞いたところ、「文化施設を整備・充実する」（35.4%）を第 1 位として、以下、「文化に関する情報を提供する」（27.4%）、「国や地方公共団体による主催公演・展覧会などの文化事業、文化行事を実施する」（24.8%）、「芸術文化団体・サークルの育成や援助を行う」（22.9%）、「指導者を養成・派遣する」（20.7%）、「民間の公演活動などの文化創造活動を支援する」（20.0%）等の順となっている。このうち「文化施設の整備・充実」については、昭和 62 年調査では 52.0%であったが、平成 8 年調査では、45.7%となり、今回調査では 35.4%となっており、ここ 15 年間のうちに 17%近く減少している。

地域の文化施設の整備等に関する要望

地域の文化施設の整備・充実を行うとしたら、どのような施設が最も必要か聞いたところ、前回（平成 8 年）の調査結果と比べ、「文化会館（音楽会や劇の公演などができる市民会館・県民会館）」を挙げた者の割合は 28.8%から 20.1%へと減少し、「美術館」も 13.9%から 11.7%へと減少したのに対して、「特になし」と答えた者の割合は 11.2%から 17.9%へと増加した。この「文化施設の整備・充実」を要望する割合の減少と合わせれば、地域の文化施設の整備は相当程度進んでいるという認識が広がっていると考えられる。

文化が息づくまちづくりのための要望

地域に根ざした独自の個性的な文化を生かして、文化が息づくまちづくりを進めていこうとした場合、国や地方公共団体はどのようなことをすれば良いと思うか聞いたところ、「地域の芸術文化団体・サークルの育成や援助を行う」を挙げた者の割合が 32.4%、「歴史的な建物や遺跡などを活かしたまちづくりを行う」を挙げた者の割合が 30.9%と高く、以下、「文化フェスティバルなどの文化行事を開催する」（27.3%）、「まちのデザインや公共施設の整備に芸術的な感性を取り入れる」（25.1%）等の順となっている。

～の結果から、地域における文化施設等のハード整備が進んだことを受けて、住民の国や地方公共団体に対する要望の重点が、文化芸術活動に接する機会の増大、地域の文化芸術団体・サークルの育成・支援、文化財の活用等によるまちづくりなどのソフト事業の充実や地域振興政策における文化的側面の重視という方向に移行しつつあることが明らかになってきている。

(4) 地域文化に対する企業等のメセナ活動

企業等の民間団体が文化芸術活動を支援する「メセナ活動」は、長引く経済不況の下で一時落ち込んでいたものの、企業の社会的責任（CSR：Corporate Social Responsibility）への認識が高まる中で、その支援形態を変えつつ再び活気を見せ始めている。

（社）企業メセナ協議会の「メセナレポート 2004」によると、企業がメセナ活動を行う目的は、「社会貢献の一環として」（88.3%）に次いで「地域社会の芸術文化の振興のため」（62.3%）が第2位となっている。「地域社会の芸術文化の振興のため」は平成13年度（47.6%）から15%近く増加している。また、メセナ活動で重視した点として「地域文化の振興」は「芸術文化の普及」と並んで第1位（57.2%）であり、メセナ活動の評価項目では「社会に対する効果・影響があったか」（69.6%）が第1位となっている。

芸術文化振興のためにどこが支援すべきかとの設問に対しては、メセナを実施している企業の回答では、地方自治体（65.5%）、企業（60.1%）、市民（47.2%）の順となっているのに対して、メセナを実施していない企業の回答では、地方自治体（61.5%）、国（41.6%）、公益法人（34.4%）となっている。

民間企業のメセナ活動が、今日では、自社の社会貢献として地元の地域文化への貢献をますます重視してきていることがうかがえる。特に、メセナ実施企業の6割が、文化芸術活動の支援者として企業自らをあげているのは高い自覚の表れである。地域文化の振興に当たっては、このようなメセナ意識の高い企業の協力を得ることがますます重要となってきている。

2. 地域文化の振興に関する取組みの質的な変化

(1) 行政主導から関係者の連携・協力へ

1970年代後半から90年代にかけては、地方公共団体が文化芸術活動の拠点として文化会館等を整備するとともに、鑑賞型公演を実施することにより住民の文化芸術に触れる機会を提供することで、文化芸術活動の普及啓発や、住民の文化芸術活動の推進を図るといった行政主導型の地域文化振興策をとる例が多く見られた。

しかし、今日では、住民、文化芸術団体、企業等が文化芸術活動の主体となり、行政と対等な関係においてパートナーシップ（協力関係）を結び、相互に連携・協力することにより、

新しい発想で地域の特性を掘り起こし、それぞれの地域が互いに個性を競い合う中で発展していこうとする傾向が生まれている。地方公共団体には、行政としての政策目標を踏まえつつ、住民や文化芸術団体や企業等と協働して地域文化の振興を図るという役割への転換が必要となってきた。

(2) 地域振興政策における文化の重視

地方公共団体においては、地域における文化施設の整備だけでなく、町並みや景観の保存と活用や、祭りなどの伝統的行事の継承等も視野に入れた文化的な環境の形成が重視されるようになるとともに、観光や、職人の「技」によって支えられた伝統工芸、食やファッションなどの生活文化に関連した産業分野などと文化の結びつきが意識され、地域文化が地域産業の活性化に果たす役割が注目されるようになっており、「まちづくり」の中核に文化を位置付け、総合政策の一環として文化政策を取り入れる例も増えている。

国においても、地域経済の活性化と地域雇用の創造に向けて、個性ある地域づくりのために「地域再生推進のためのプログラム」(平成16年2月27日地域再生本部決定)が推進されている。「地域再生推進のためのプログラム」においては、意欲ある地方公共団体が地域の特性を踏まえつつ、主体的かつ計画的な取組みを住民や民間事業者と一体となって行うことが必要とされており、国もこれを支援するものとされている。地域の再生を目指して、民間活力の導入が図られる中で、既存の文化芸術団体以外にも企業やNPO等が文化芸術活動や地域づくりに参画してきている。文化芸術活動は今や、文化芸術団体だけが行うものではなく、地域づくりのために、産業振興、観光、教育、福祉など様々な分野の団体や企業等が文化にかかわる活動を行っている。こうした地域の再生への取組みが各方面で行われつつあることは、地域文化の振興においても留意されるべきである。

(3) 他分野の政策との連携・協力

さらに、地方公共団体においても例えば観光、教育、福祉などのための施策を行うに当たり、文化財の活用や演劇、舞踊、音楽等の文化芸術活動を取り入れるなど、文化の振興に資する施策を実施するのは文化振興担当部局だけではなくっており、行政の縦割りを越えて事業の情報交換や連携・協力が必要となっている。特に子どもたちの文化芸術活動の推進に当たっては、学校教育担当部局との連携・協力が重要になっている。

3. 国における地域文化振興施策

「文化芸術振興基本法」では、国の責務として地域における文化芸術の振興を規定しており、「文化芸術の振興に関する基本的な方針」においては、国は地域における文化芸術の振興のための支援を講じるとされている。

これを受けて、文化庁では、全国各地において、国民が生涯を通じて身近に文化芸術に接し、個性豊かな文化芸術活動を活発に行うことができる環境を整備するため、様々な施策を講じている。また、独立行政法人日本芸術文化振興会においても、芸術文化振興基金を活用して地域の文化芸術活動を含む多様な文化芸術活動への助成を行っている。

この中でも、地域文化の振興によるまちづくりを総合的に推進する観点から、以下のような施策が推進されている。なお、関連施策全般の概要については本報告の参考資料を参照されたい。

(1) 「文化芸術による創造のまち」支援事業

地域における文化芸術活動のための環境づくり、人材の育成及び子どもたちが参加する文化芸術活動の活性化を図るため、指導者や文化芸術団体の育成、情報発信・交流を行う事業を支援している。本事業は、「地域再生推進のためのプログラム」において、文化芸術によるまちづくりを推進する観点から、地域再生推進のための支援措置として位置付けられている。

(2) 子どもたちの文化芸術活動の推進

子どもたちが学校や文化施設等において舞台芸術、映画、伝統文化、生活文化などの文化芸術に直接触れたり、参加し体験できる機会を充実するために、優れた活動を行っている芸術家や伝統芸能の保持者、芸術文化団体などを派遣したり、市町村等の取組みを支援している。

(3) 地域の文化芸術活動の発信

国民文化祭

文化芸術活動への参加の意欲を喚起し、新しい文化芸術の創造を促すとともに、地域文化の発展に寄与するため、文化庁、開催地方公共団体、文化芸術団体等の共催により、アマチュアを中心とした国民一般の文化芸術活動を全国的な規模で相互に発表・競演・交流する場として開催している。

全国高等学校総合文化祭

高等学校における文化芸術活動を振興するため、文化庁、開催地方公共団体、(社)全国高等学校文化連盟等の共催により、高校生の文化芸術活動の全国的な発表、相互交流の場として開催している。

第3章 地域文化の振興に当たっての課題と方策

第2章に述べた地域文化の現状を踏まえ、本部会においては、地域文化の振興に当たっての課題を次の7つに整理した。

- 課題1：地域文化を振興するために地域の「文化力」をいかに結集するか
- 課題2：文化以外の分野に「文化力」をいかに活用するか
- 課題3：地域の文化芸術活動を活性化するため人材をいかに育成し、登用するか
- 課題4：文化芸術活動を支える拠点・資源をいかに活性化するか
- 課題5：子どもたちの文化芸術活動への支援をどのように進めるか
- 課題6：文化芸術活動に関する情報収集・発信をどのように進めるか
- 課題7：文化芸術活動への資金的援助をいかに確保するか

地域文化の振興には、各地域によりそれぞれの歴史や文化の実情を踏まえた方策が採られるべきであり、地域によって抱えている課題も様々である。しかしながら、上記の7つの課題は、地域文化の振興に取り組むに当たり、地方公共団体や文化芸術団体等が共通して直面する問題ではないかと思われる。

そこで、本提言では、これらの課題に対して特色ある取り組みと思われる27の事例を取材し、その取り組みの経緯、特徴、工夫された点、今後の課題等を明らかにすることを目指した。以下に掲げる事例は、その地域に即した方策により地域文化の振興が図られたものではあるが、本部会としては、その考え方や取り組み方は、全国各地でこれから取り組んでいこうとする、地方公共団体や文化芸術団体をはじめとする地域の幅広い関係者に一つの示唆を与えるものとなることを期待している。

課題1 地域文化を振興するために地域の「文化力」をいかに結集するか

方策1 地域文化の振興に対する住民の参加意識を高め、地域の「文化力」を結集する

地域文化の振興に当たっては、地域の文化資源をいかに発見し、連携・協力の仕組みを作り、地域の「文化力」をいかに結集するかが重要であるが、そのためには地域文化の主役は地域住民であることを踏まえて、住民自身が受け身ではなく自らが地域文化振興に参画しているという意識を醸成することが必要である。

例えば、文化芸術振興基本法の成立を受けて、地方公共団体においても文化振興条例等を設けるところが増えてきている。文化振興条例等の制定過程において、住民の意識やニーズ等の調査を行ったり、行政と民間等との協力の在り方などについて検討したりすることは、住民の意向を反映させるために有効な方法である。

また、地域における文化振興のグランドデザイン（総合計画）を示す方策として、各地方

公共団体による地域文化振興計画等の作成も進められている。こうした振興計画などは、文化芸術団体の代表者や学識経験者からなる文化審議会等への諮問を通じて住民の意向を聴取した上で、行政が作成することが多いが、住民の意向をより直接的に反映するためには、審議会に一般住民が参画することや公聴会等の開かれた意見表明の場が設けられることが有効と考えられる。

地域文化振興計画等の作成過程から深く地域住民が関わった先行的事例としては、平成10年に策定された愛知県長久手町の「長久手町文化マスタープラン」を挙げることができる。その後これを参考にして各地で同様の取組みが起こったが、ここでは、より新しい事例として福岡県春日市における「文化振興マスタープラン」の事例を取り上げる。

(事例1) 地域文化振興計画等を住民が主体となって作成した事例

例：福岡県春日市における「文化振興マスタープラン」の策定

福岡県春日市では、「文化振興マスタープラン」の作成過程において広範な市民の参加を得られるように、市民意識調査を実施するとともに市民のためのワークショップ（参加型講習会）を開催して現状と要望を聴取し、審議会にも文化芸術団体以外に公募委員を含む市民に参加してもらうというきめ細かく住民の意向を反映したマスタープラン（基本計画）の策定を行っており、そのきめ細かな策定過程に民間企業の調査分析能力やノウハウを活用している。

春日市は、文化振興に対する市民の要望をできるだけ広く取り入れるため、まず、学識経験者と市の各部局からなる春日市文化振興マスタープラン準備委員会を設置し、春日市の文化の現状を把握するとともに3,628人を対象とした市民意識調査を実施することとした。市民意識調査は民間企業に委託し、調査結果を踏まえてマスタープランの体系を検討する一方で、春日市の文化の現状を調べるために、市民のためのワークショップを4回開催して市民の目から見た文化の現状を取りまとめた。

これらの事前検討を行った上で、学識経験者、文化芸術団体及び一般公募1名を含む4名の市民により構成される文化振興マスタープラン審議会を立ち上げ、7回にわたり議論を重ねた。それと並行して市役所の各部局からなる文化振興マスタープラン研究会を設置し、行政内部での連絡調整を進め、平成15年2月の審議会で春日市文化振興マスタープランとして答申された。

このように地域文化振興のグランドデザインを策定する際には、文化芸術団体や文化に関心を有する住民に参加を求めると審議会に公募した委員を含めることは重要であるが、公開討論会やワークショップ（参加型講習会）の開催を通じてより広範な市民の声も取り入れることも有意義である。また、企業の人材とノウハウを活用することにより、よりきめ細やかなプランづくりを進めた点にも留意すべきである。

文化振興のためのグランドデザインの策定過程で、開かれた議論を行うとともに住民の参加意識を高めるような手法がとられることは、地域文化の担い手たる住民の広範な参画と支持を促し、地域の「文化力」を結集していく上で大きな効果をもたらす手段と考えられる。

方策2 地域の特色ある文化資源を掘り起こす

地域の「文化力」を結集するには、まず地域にどのような文化芸術活動や文化財などの文化資源があるのかを正確に把握する必要がある。特に、歴史的な建造物や町並み、伝統的な行事や祭りなど伝統文化に属する文化資源は、地域住民にとってはいつも周辺にあり、見慣れているものだけにそのすばらしさや価値が見落とされがちであるとの指摘もある。地域に昔からある文化資源は、地域外の人々の視点から見ると、その歴史性や地域性あるいは独創性が目新しく、新鮮なものに映ることも珍しくない。地域に古来の文化資源は外部の者に「再発見」されることで改めてその価値が見出される契機となることもある。

(事例2) 文化資源としての地域遺産を再認識することでまちづくりにつながった事例

例：北海道ひがし大雪アーチ橋梁群（北海道上士幌町）

ひがし大雪アーチ橋梁群の保存活動は、平成7年頃から旧国鉄士幌線の廃止に伴う橋梁群の取り壊し計画に対して、北海道内の大学教授や土木工学の専門家から、上士幌町にとって貴重な文化資源であるひがし大雪アーチ橋梁群をそのまま取り壊してよいのかという問題提起がなされたことから始まった。この問題提起は、取り壊しか保存かという対立の構図ではなく、地域住民全体でこの問題を考えることが重要であるとされたシンポジウム（公開討論会）から発信された。その後、行政が企画したタウンカレッジ事業を通し、地域理解・まちづくり資源探しに取り組む生涯学習活動「地域の宝探し活動」に発展したボランティアグループが、ひがし大雪アーチ橋梁群を上士幌町の歴史的な文化資源として再認識することから、保存活動が活発化していった。平成9年には住民有志が「ひがし大雪アーチ橋保存会」を結成し、中心組織として、保存運動を展開していった。このような活動の盛り上がりを受けて、大学や土木工学の専門家の協力を得て、行政が橋梁に関する勉強会を度々開催し、地域住民と専門家の共同作業により、構造調査や評価書作成などが行われたことで、橋梁群の価値が多く地域住民に共有されることとなった。また、平成11年には4つのアーチ橋が登録文化財になり、地域住民だけでなく、その価値が広く国内において認められるまでになった。

このように外部の専門家が活動に加わることにより、文化資源の価値に対する地域住民の理解が進展し、活動が一層推進されることになった。現在では、春夏秋冬それぞれ30人以上が参加する橋梁の見学ツアーが行われており、平成14年には札幌で写真展が開催されるなど継続して様々な活動に発展している。アーチ橋散策地図も作成され、年間数万人の観光客も訪れており、地域の活性化につながっている。

このように、外部の専門家による客観的な評価が加わることによって、地域住民自身が認識していなかった地域固有の文化資源の価値を再認識し、地域づくりの核が発見でき、地域の活性化につなげることができる。外部の専門家と地域住民をつなぐコーディネーター（調整役）の役割を行政が担うことで活動が円滑に行われた好例と言える。

また、発見された文化資源を外部評価する過程で、地域住民の理解を促進すべく勉強会を開催することで、広範な地域住民の関心を引き起こし、地域の文化を保存・活用する気運が高まったことは注目すべきであろう。

ただし、ひがし大雪アーチ橋梁群の事例は発端から10年近く経過してようやくこのように発展しているのであって、地道な活動の積み重ねが必要であるのはいうまでもない。

(事例3)文化資源を地域住民が中心となって創出し、まちづくりにつながった事例

例：日立市における行政と地域住民の協働による地域文化の創出

日立市では、劇団、交響楽団、合唱団などの個別の活動が活発に行われていたが、平成2年に総合文化施設である日立シビックセンターが建設されたことを契機に、音楽分野で総合的な活動がしたいとの気運が生まれ、市民オペラを創造することとなった。日立市にとってオペラは地域に根付いた文化ではなかったが、市民によるオペラ懇談会を実施し住民の意向・要望を把握するとともに、外部の専門家に意見を求め、市民向け広報誌「ひたちオペラ市民」の発行や「ひたち市民オペラを育てる会」を創設して、オペラがまちづくりに必要であるという住民の理解が広がった。全国オペラフォーラムを平成8年から毎年開催し、地方のオペラ団体の交流と情報交換の場として外部から学ぶ機会を設けている。平成15年には「ひたちオペラを育てる会」が「ひたち市民オペラによるまちづくりの会」へ発展し、オペラを通じてまちづくりをするという考え方が一層明確になっている。

日立市民オペラの取組みは、企画・実施を市民が中心となり行いつつ、単なる文化振興にとどまらず、交流人口の拡大(コンベンション機能の強化)という視点を明確に打ち出すことで、文化芸術事業が消費的経費ではなくまちづくりのための投資的経費であることを理解してもらい、まちづくりの一環として地元経済界を含む広範な市民参加により行われていることが特徴となっている。

また、事業を実施する際には、「全国オペラフォーラム」のような全国的な交流と情報交換の場を設けて外部からの刺激を得られるよう努めるとともに、外部の専門家と長期的な協力関係を結ぶことにより、地域住民だけの視点ではなくより開かれた視点から自らの文化を見つめ直し、活動を展開している。

伝統芸能のような地域に昔から存在する文化を振興する場合、住民の合意を得ることはそれほど難しくないだろうが、地域とは縁の薄い文化を振興する場合に何を選ぶのかは難しい課題である。日立市のように、行政が地域の文化を特定するのではなく、住民が地域のいかなる文化を振興していくかを検討する機会を住民と行政が協働して設けることは、この課題に対する一つの解答を与えてくれる。

このほか、福井県大野市では、危機的状況にあった希少魚イトヨ(トゲウオ科の小魚)を市庁舎ロビーの大型水槽で住民の目に触れるようにしたことが契機となり、イトヨ保護の気運が高まり、「^{ほんがんしょうず}本願清水イトヨの里」の整備につながった。「^{ほんがんしょうず}本願清水イトヨの里」では、国の天然記念物「^{ほんがんしょうず}本願清水イトヨ生息地」を、地域固有の貴重な財産として保護し、生涯学習や環境教育の場として活用することにより、イトヨの保護と水環境の整備、まちづくりへと発展している。この事例も、地域に昔から存在した文化財の価値を認識し、地域の文化力が高められ、文化財を保存・活用することにより地域づくりにいかしていった好例といえよう。

また、静岡県コンベンションアーツセンター「グランシップ」では、地域で活動している交響楽団を支援し、年間4、5回の定期演奏会を実施するようにしたところ、これを契機として交響楽団の後援組織がNPO法人化され、スポンサー企業の獲得をはじめとして財政的基盤を固めることができた。このように、活動の機会の場が提供されることで地域の文化芸術活動が再認識され、地域の文化として住民の認知を得る場合もある。

課題2 . 文化以外の分野に「文化力」をいかに活用するか

方策3 教育分野との連携により、「文化力」を教育分野に活用する

学校が教育課程を編成し指導計画を策定する際、地域の文化芸術団体との連携を図りたいというニーズ（意向・要望）は着実に増えてきているが、現実には教員は生徒や保護者への日常的な対応、部活動などの課外活動などに忙しく、地域で活躍する文化的な専門性を持った多様な人材を自力で探し出し調整を行う余裕がない。近年、「総合的な学習の時間」などを支援するための人材ネットワークや人材バンクによる情報提供も徐々に充実してきているものの、その具体的な活用方策の企画は個々の教員の手探りとなっている。

（事例4）学校と芸術家との連携を指導計画作成段階から進め、教育効果を高めている事例

例：NPO法人「STスポット横浜」（アート教育事業部）と神奈川県との協働事業

「STスポット横浜」は、横浜市が開設した小劇場STスポットの運営団体として昭和62年に誕生した、地域社会と文化芸術との新しい関係づくりを目指す非営利の芸術団体である。これまで地元演劇及び国内現代舞踊の活動を促進する自主事業を展開しており、情報の提供、他の芸術団体との連携関係の構築など、地域の創造的な環境づくりを目指した活動を行ってきた。

平成16年には、団体内に「アート教育事業部」を発足させ、地域において未来を担う子どもたちに、文化芸術を通じて創造力・表現力・コミュニケーション能力等を育み、生きる力と共感する心を自ら発見する機会を与えることをめざした活動として、神奈川県と協働し、「アートを活用した新しい教育活動の構築事業」を実施している。

具体的には、学校設定科目として「演劇」や「パフォーマンス」等の表現分野の科目を設けている高校に、学校ごとのニーズの調査や教員へのヒアリング（聞き取り調査）、実際の授業参加などを通じた指導方法の研究を、県教委や学校と協働して行うとともに、授業に現役の芸術家を講師として送るコーディネート（調整）活動を行っている。

当該事業は、神奈川県による「かながわボランティア活動推進基金21」のうちの〈県との協働事業負担金〉制度を利用し、県とNPO団体との協働事業としての活動の仕組みを資金面も含めて構築したものであり、県の「かながわ文化芸術振興指針」における「学校教育との連携」の項を具現化している。そのことで、知事部局と教育委員会とが学校教育の分野において新たな連携を志向する意欲が高まっていることなどから、地域の文化的な資源を学校という場において結集しつつあるといえる。

このほかにも、学校に芸術家の派遣を行う分野で、若手芸術家の出張ワークショップ（参加型講習会）を中心に先駆的な取組みを行っているNPO法人「芸術家と子どもたち」は、その活動範囲を全国に拡大しつつある。また、神奈川県相模原市の「さがみはら教育応援団」では、地域に住む芸術家をはじめ多種多様な人材を発掘し、その技能や知識、経験、生き方を子どもたちに伝えるために、教育コーディネーターを配置した独自の仕組みを確立して、組織的な活動を行う体制を整えながら、学校と地域社会を結ぶ活動を行っている。

方策4 福祉分野との連携により、「文化力」を福祉分野に活用する

文化芸術活動は教育や福祉などの異なる分野にもよい効果や影響をもたらすという視点も忘れてはならない。歌を歌ったり、舞踊や芝居を通じて身体を動かしたりすることは、人間の健康づくりに役立つだけでなく、人と人のつながりを広げ、コミュニティ（共同体）を活性化させることに役立つ。「文化力」により、人を心身ともに元気にすることができるのである。このような視点から、地域文化の振興を考えると、福祉や教育といった文化以外の分野との連携を図ることにより、地域の「文化力」を文化以外の分野に活用することができる。

(事例5) 文化の持つ福祉的效果によるまちづくりの事例

例：奈良市のシルバーコーラスによる健康と生きがいづくり

奈良市では、地域に伝わるわらべうたをテーマとした文化施設「奈良市音声館（おんじょうかん）」を開設し、歌声による人づくり、まちづくりを推進してきた。その基盤を活かし、さらに音楽を福祉のまちづくりにも活用しようと、平成9年から奈良市社会福祉協議会のなかに音楽療法推進室を設置した。それに先駆けて平成7年から約1年8ヵ月あたり「奈良市音楽療法士養成コース」を実施し、人材育成を試み、養成コース修了者を市認定「音楽療法士」として、平成9年から市社会福祉協議会において12名を採用した。

現在、心身障害者児の発達促進やリハビリテーションの一環としての「療法」部門と、市民の日常生活にはりとうるおいを与え、地域での交流を進める「予防・保健」部門を柱として音楽療法を実施している。なかでも、「予防・保健」を目指したシルバーコーラス（高齢者による合唱）は、音声館のわらべうた教室で始まった事業が好評となり、その後音楽療法として採り入れられたもので、2つの老人福祉センターを含む約1,500名の市内在住の高齢者が参加している。高齢者にとって、歌を歌うことで声を出しストレスを発散するだけでなく、出かける場所を増やすことは社会参加を促し、健康と生きがいづくりのみならず、一人一人が地域の活動の担い手として大きな役割を果たしている。

このように、実際の文化芸術活動を福祉施策と結びつけることにより、高齢者が地域に伝わる文化を活かし、世代間交流活動の担い手として、また地域の健康づくりや孤立防止・介護予防にも役立っている例といえよう。

方策5 観光分野との連携により、訪れてみたいまちづくりに「文化力」を活用する

我が国は起伏のある地形と四季の変化に恵まれ、個性豊かな地域で構成される文化資源に富む国であり、歴史的建造物や町並みは、景観の維持整備や地域づくりとも関連して、地域の魅力を確立する上で重要な役割を果たしている。

これらの歴史的建造物や伝統文化などの文化財は、国の内外からの観光客の受入数の増加など、観光の面において大きな地域資源となっており、観光と文化財の保存・活用の新しい連携が行われつつある。例えば歴史的集落・町並みの保護制度としては伝統的建造物群保存地区制度がある。これらの地区は、地域の主要な観光地としても知られているが、住民の生活の場に観光客が入り込むなど摩擦が生じることもあった。しかし近年、地域の生活や文化が適切に理解されることを通じて、質の高い観光資源として活用されるようになってきている。

また、平成17年4月より、地域において生活や生業を営む中で自然に働きかけ、作り出されてきた文化的景観が文化財として位置付けられ、保護が図られることになっている。文化的景観の保護にあたっては、景観法に基づく景観の保全整備施策と連携することとしており、より積極的に文化財と地域の景観を同時に保護していくことが期待される。

(事例6) 地域が一体となって町並み保存をし、観光客の誘致につながっている事例

例：重要伝統的建造物群保存地区 千葉県佐原市佐原

千葉県佐原市は、醸造業等の産業を背景として江戸時代の利根川舟運により、穀物の一大集積地として栄えた商家町である。

まちなみ保存の契機としては、昭和49年に伝統的建造物群保存地区保存対策調査、昭和57年には財団法人観光資源保護財団（現：財団法人日本ナショナルトラスト）による都市計画の観点からの町並み調査が行われたことがあげられる。このような町並み保存の動きを背景としつつ、大正時代に建設されたレンガ造りの銀行建物を取り壊す話が持ち上がった際に、市民と行政が建物の保存を強く働きかけることにより、平成元年に当該銀行建物が市に寄贈された。平成3年から、地域住民が「小野川と佐原の町並みを考える会」を結成し、寄贈された銀行建物を、会の本拠地として活用し、町並み案内を開始するなど、地域住民による町並み保存活動が開始された。その後も、住民への町並み保存の啓発活動、小野川の清掃やかわら版の発行による広報活動などに地域が一体となって歴史的町並みを活用したまちづくりに積極的に取り組んでいる。

平成8年には、重要伝統的建造物群保存地区に選定されたのを契機に、町並みを案内する観光ボランティアの団体が結成され、青年会議所が土蔵を活用した事業や町並みに焦点を当てたイベント等を開催するなど、観光分野との連携が進み、観光客も年々増加している。

最近では、歴史的町並みを活用して、ドラマやCMの撮影なども頻繁に行われるようになってきており、訪れた観光客に喜ばれている。

課題3．地域の文化芸術活動を活性化する人材をいかに育成し、登用するか

方策6 地域において文化芸術活動を実際に担う人材を全国に還流させる仕組みをつくる

地域において、住民が身近に文化芸術活動に触れる機会を確保することが重要であるが、地域における文化芸術活動の活性化のためには、外部からの刺激を加えることが大きな効果を持つ場合がある。

この意味で、例えば、新潟市民芸術文化会館（りゅーとぴあ）のように、外部から優れた人材を登用して、地域の文化会館等における芸術監督などの芸術上の責任者を置いたり、常駐型の文化芸術団体を置いたりすることで、内外の芸術上の動向を踏まえるとともに地域の実情にふさわしい文化芸術活動を展開している事例が増えている。これにより、地域においても創造的な活動が生まれ、発信されはじめていることは望ましいことである。

それ以外にも、地域文化芸術活動の担い手を全国に還流させることにより、その地域では鑑賞することの難しい文化芸術を鑑賞することが可能となっている例がある。

（事例7）地域では普段鑑賞することの難しい文化芸術を全国で巡回公演を行っている事例

例：NPO法人ジャパン・コンテンポラリーダンス・ネットワーク（JCDN）の「踊りに行くぜ！！」（京都府）
JCDNの「踊りに行くぜ！！」は、日本全国の文化施設において現代舞踊を中心に若手の振付家・ダンサー（舞踊家）が巡回公演をする事業である。平成12年度から始まり5年目を迎えた平成16年度は、全国14ヶ所を巡回する。平成10年ごろにJCDNの担当者が全国の現代舞踊の状況を見て回った際に、全国の文化施設やダンサーが孤立化しているという認識を持ち、その改善を図るための仕組みづくりを考えたことからこのような事業が開始された。「踊りに行くぜ！！」では、会場にしたいと考えている各地の文化施設が事務局であるJCDNに対して開催候補地として立候補し、発表したいと考えているダンサーは最寄りの会場で開催される選考会に応募する。このように、JCDNをコーディネーター（調整役）としてダンサーと文化施設が出会う仕組みになっている。そして、選考の結果によって、地元だけでなく、その他の地域でも公演することができる仕組みになっており、全国での巡回公演を実現している。

このような文化芸術の創造者が全国を還流するような巡回公演により、違う都市において公演を重ね様々な反応を得ることによって作品及び芸術家が育つ、全国の芸術家と文化施設の間において新たなコミュニケーションが生まれる、地域住民にとって日頃見ることが難しい種類の文化芸術に触れる機会が提供される、各地域の観客に新しい芸術家を紹介することにより、ダンスへの理解が深まり、観客が育つ、芸術家にとって、地元以外での公演が日本各地で行われるようになるといった効果が期待される。

方策7 地域における文化芸術活動を支える人材の育成・登用を行う

地域において文化芸術活動を充実させていくには、文化芸術活動を行う者だけでなく、文化の創り手と受け手をつなぐ役割を担う者にも優れた人材を得ることが必要である。このような人材が担う役割や機能を、一般的にアートマネジメントの名で呼んでいる。

文化施設や文化芸術団体の運営に当たっては、文化芸術の本来の役割を踏まえた経営的能力を有する人材が必要であるとともに、文化施設の運営に当たって住民や利用者との接点となる職員や舞台技術担当職員等の資質の向上が求められている。

一方、文化芸術が社会的役割を果たすにつれて、地域の特性に応じて文化芸術活動を地域住民の生活の中に息づかせるような働きかけを行う文化芸術団体等が増え、民間と行政が連携・協力して地域文化を振興してきている。こうした役割を果たす者には文化芸術の最先端だけでなく地域の歴史や文化芸術活動の実態を踏まえた地域文化のグランドデザイン（基本計画）を理解した上で、住民、文化芸術団体、行政等との連携を図る能力が期待される。

（事例8）現職者向けの実践的なアートマネジメントの研修の事例

例：芸団協セミナーにおけるマネジメント関連講座（京都府）

社団法人日本芸能実演家団体協議会（芸団協）では、平成8年から文化芸術団体等のマネジメント（経営管理）に必要な基礎的なビジネススキル（能力）や時事的内容などを扱った研修会を随時開催してきた。舞台芸術にかかわる法律関連講座は、平成9年より断続的に開催してきたが、平成14年度以降、文化芸術団体や公立文化施設の事業担当者、地方公共団体の文化芸術担当者などの現職者向けに、より実践的な講座となるよう、講師による講義形式ではなく、参加者同士が模擬交渉を行ったり議論したりするワークショップ形式の講座開発に取り組んだ。現在は、講義形式の基礎講座もあるが、法律関連の公演実務だけでなく、現職者同士が経験交流できる少人数制の参加型の講座を定期的で開催するようになってきている。民間の文化芸術団体等のマネジメント担当者と行政の担当者が交流することによって、置かれている立場によって視点が違っていることに気がついたり、逆に立場が違っていても、目指す理念は共通していることが、具体的な参加者同士の交流の中から感得されている。

芸団協以外の実施機関でも、その実施の態様についての工夫が重ねられてきており、今後とも、各実施機関がそれぞれ独自の方法を確立し、関係者に対し多様な研修の場が与えられることが期待される。

なお、地域文化の振興に当たり行政の果たす役割は大きく、文化芸術団体や民間等との連絡・調整（コーディネート）もその役割の一つであるが、一般に行政の文化芸術担当者は担当して数年で定期的に異動することの問題点が指摘されている。地方公共団体においては文化芸術担当者の異動に関して、その専門性と経験を十分考慮しつつ、専門的知識、人脈や事業ノウハウの継承等が円滑になされるよう配慮すべきである。

方策7 地域における文化芸術活動を支える人材の育成・登用を行う（その2）

地域において文化芸術団体をつなぐ機関として、例えば地域に密着した教育・研究活動に比重を置く大学等の高等教育機関が人材育成のみならず文化芸術活動の調整役を担うことも考えられる。また、こうした機能に特化したアートマネジメント専門の文化芸術団体等が地域に生まれ、文化芸術活動が連携・協力されていくことも期待される。

なお、近年は、大学において文化政策やアートマネジメント等を専攻する学部やコースが設置され、必要な人材の育成が図られてきている。

（事例9）アートマネジメントに関するインターンシップ（就業実習）を実施している大学の事例

例：東京藝術大学大学院「応用音楽学」のインターンシップ（就業実習）

東京藝術大学大学院音楽研究科応用音楽学専攻（修士課程，博士後期課程）は，平成12年度に発足し，音楽と社会をつなぐ様々な人材，音楽文化の普及に携わる人材の育成を目的としている。具体的には，文化施設や文化芸術団体の企画・運営，伝統的な音楽や芸能の保存・継承，各種施設等で音楽療法の仕事を担う人材，その他音楽雑誌の編集者や放送・レコード会社のディレクターなどマスコミ関連の仕事に従事する人材を養成している。

このため，研究分野と授業科目は，大きくは音楽文化関連，アートマネジメント関連，音楽療法関連に分けられるが，社会との連携を重視し，当初からインターンシップを科目の一つに加えている。インターンシップのための派遣先機関は，国若しくは地方公共団体の機関又は公益法人若しくは企業等の法人とし，大学又は大学院の授業等で学習した理論を，就業体験の中で応用ないし発展させることにより，実践的な知識として習得させることをねらいとしている。

インターンシップ終了者には，「応用音楽学特殊講義（インターンシップ）」として総実施時間160時間を基準として2単位を認定している。なお，単位は4単位まで認めることとしている。また，外国の政府や法人等外国の機関においてインターンシップの機会を得た場合も，総実施時間の状況を勘案して単位を認めている。単位認定は修士課程の学生に対するものであるが，博士後期課程の学生で事実上インターンシップを行う場合もある。

平成16年度までの派遣先機関は，文化庁，独立行政法人日本芸術文化振興会（国立劇場，国立能楽堂），（社）企業メセナ協議会，アフィニス夏の音楽祭，スターダンサーズバレエ団，米国NPOなどである。今後は，学生の希望も勘案し，地方公共団体，文化芸術団体，文化施設など，多様な機関に拡大していく予定である。

アートマネジメント教育においては，現実の社会の場で，具体的な実務の体験を通じた実践的な知識の習得がとりわけ求められることから，文化芸術団体や文化施設においても人材育成への支援の観点からインターンシップの学生を積極的に受け入れることが期待される。

方策7 地域における文化芸術活動を支える人材の育成・登用を行う（その3）

地域のまちづくりを推進する上で、地域の景観や町並みを形成する歴史的建造物や遺跡などの保存・活用への関心は高まってきているが、近代以降の歴史的建造物や遺跡などの場合、その存在自体が必ずしも十分周知されていない上に、その価値が専門家以外には分かりにくく、その文化的価値が認識されないまま放置されたり壊されたりしている。

（事例10）文化財とまちづくりをつなぐ専門家の育成・登用の事例

例：兵庫県のヘリテージマネージャー制度

兵庫県においては、平成12年兵庫県文化財保護審議会の「ヘリテージマネージャー制度の創設」提言を受けて、登録文化財制度を担う人材育成としてヘリテージマネージャー制度を発足させた。ヘリテージマネージャー（歴史文化遺産活用推進員）は、講習会を修了した建築士等（約84名）が地域に眠る歴史的に価値ある建造物を発掘し、評価、修理、保存に当たるとともに、その積極的な活用により地域のまちづくりに活かすべく県の教育委員会や所有者に対して助言を行うものである。この制度が広く認知されるにつれて、県内の文化財登録の約8割を取りまとめるなど、市町村の教育委員会や民間からも登録文化財に関する相談を受けるようになってきている。

建造物は地域に定着し地域文化を形成するものであるが、地元の人間の見慣れた視点と他の地域からの新しい視点という二つの視点から見ることにより新たな価値が発見できるとの考え方から、県下ネットワーク（情報網）と県下を6地区に分けた地域ネットワークという二重のネットワークを構築して、地域間の情報交換や交流を図っている。さらに、こうしたヘリテージマネージャーのネットワークに郷土史家、学校、まちづくり団体の参加を求めて、インターネット主体で事務所を持たない「ひょうごヘリテージ機構（H²O）」を組織し、地域づくりの連携へと発展させつつある。

また、近代以降の農業・交通・土木に関する近代化遺産の総合調査を実施し、地域の文化財を掘り起こすとともに、歴史・文化と地場産業・観光などとの連携を見据えて、登録文化財としての特色をいかした活用方策を提案するための基礎資料とすることを目指している。その調査もマスコミ等を活用して情報提供を呼びかけることで、地域の関心を呼び起こす協働型の調査を実施している。

地域文化の展開に必要な人材を地域の中で育成し、登用する仕組みを作ることは、地域文化の自律性と独自性を高めるためにも大変有効である。さらに、登用された人々をネットワーク化して、情報や経験の共有を図ることにより効率的な運営や新たな企画のためのアイデアともなることから、地域文化の振興には有益である。

民間との連携のもとで県レベルにおいて文化財行政が積極的な情報発信を行うことは、一部の関係者に偏りがちな文化財行政に対して、地域住民の関心を高めるとともに、広範な住民の参画を生む契機となることが期待できる。

方策 8 地域住民が文化ボランティアとして参加しやすい仕組みをつくる

各地域において、文化ボランティアの活動は活発になってきている。しかし、文化ボランティアとして活動してみたいが、そのきっかけや機会がないという人々が多いのも事実である。このような地域住民に積極的に文化ボランティアとして参加してもらい、地域の文化芸術活動を活発にするためには、参加しやすい仕組みをつくることが重要である。

(事例 1 1) 住民を地域学芸員として活用し、文化芸術活動に参画してもらっている事例

例：滋賀県の能登川町立博物館の「地域学芸員」

能登川町立博物館は、図書館との複合施設として平成 9 年に開館した。能登川町立博物館では、住民に何度も来てもらえる博物館を目指し、住民の最大の関心事は地域のことであるとの考えから、地域の自然、歴史、文化を資料化してきている。さらに、「地域のことは地域の人が一番よく知っている」との認識に立ち、地域の住民を能登川町独自の学芸員として位置付け、「地域学芸員」として博物館と一緒に活動するようにしている。

したがって、博物館には常設展示はないかわりに、地域の自然や文化、研究活動を地域の住民とともに企画し、運営を行っているところに特徴がある。

活動のポイントとして、博物館の職員が大きな意識改革を行ったことが挙げられる。まず、「博物館は住民のためにある」との視点を徹底し、従来の博物館が研究活動や資料収集に偏りすぎていたとの反省を踏まえて、利用者に目を向けるようにした。また、「地域学芸員」は博物館の職員らとともに自らの地域をフィールドにして収集・調査活動、展示・教育活動を行い、地域文化を積極的に発信するようにしている。

今後の課題としては、個人個人がばらばらで活動している「地域学芸員」を緩やかに組織化するとともに、外部の人が博物館を訪れた際に、地域学芸員の活動を理解してもらい有効に活用してもらえるように、その活動を対外的に明示することが挙げられている。

さらに、能登川町立博物館では、学校との連携を重視しており、「学校は第一のお得意様」との認識の下、総合的な学習の時間への協力など積極的に学校へ出向き、学校との緊密な意思疎通を行いつつ、博物館活動に対する子どもたちの理解を深める活動を行っていることも注目すべきであろう。

能登川町立博物館のように、地域の自然や文化などの文化資源に徹底的にこだわり、地域住民にも博物館活動に参画してもらい、地域住民と博物館が一緒になって活動している事例は決して多くないと思われる。博物館職員が利用者としての住民に目を向ける意識改革をすることで、住民の要望に応え、住民の参加を得られる博物館としての価値を得た事例といえる。

さらに、博物館等が積極的かつ恒常的に学校に対して働きかけて、子どもたちが自然や歴史・文化に関心を持てるプログラムを提供することで、地域の文化に目を向けてもらえるよう努めることが求められる。

方策 8 地域住民が文化ボランティアとして参加しやすい仕組みをつくる（その2）

文化ボランティアという形で地域住民が文化施設等の活動に参加している例は多いが、文化施設側の都合が優先されてボランティアの自発性が発揮できなかつたり、活動が定型的な業務に限定されていたり、メンバーが固定化して活動が停滞してしまつたりするなど、文化施設側が文化ボランティアをうまく活用できないために、文化ボランティアと文化施設の双方で期待した効果がもたらされていない例も見られる。

こうした問題は、文化施設側と文化ボランティアの間で、ボランティア活動に対する認識が異なること、コミュニケーションがうまくとれていないことに原因があると思われる。このような問題の解決のためには、長期的には文化施設側と文化ボランティアが共通の目的・理念を共有することや継続的な意見交換を活発に行うことなどが必要だが、地域住民が文化ボランティアとして参加しやすい仕組みをつくることで解消できることもある。本来、ボランティア活動は自発性に基つき、社会での自己実現を求めてなされるものであり報酬等の見返りを求めないものではあるが、ボランティア活動に対して文化施設側が感謝の気持ちを示すことによりボランティアとの関係が円滑になり、ボランティア活動が一層活発化したり改善されたりすることが考えられる。

（事例 1 2）地域通貨により文化ボランティア活動が活発化している事例

例：（財）可児市文化芸術振興財団の地域通貨「ala」（アアラ）（岐阜県）

岐阜県の（財）可児市文化芸術振興財団では、平成 15 年度より、市の文化施設「可児市文化創造センター」で文化ボランティアが使用できる地域通貨を発行している。可児市では創造センターの建設に当たって、平成 8 年の基本構想の段階から徹底して市民の意見を聴取・反映することを目指してきており、地域通貨の発行も創造センターの活動に市民が参加しやすい仕組みづくりの一環として、財団が文化ボランティアに対して感謝の気持ちを表し、活動を円滑化するために導入された。

具体的には、通貨の発行を受けたい団体・個人は、事前に財団に対して活動団体・個人名及び活動内容を登録する。財団は、登録のあった活動が地域通貨の発行の対象となるかどうかを決定し、活動ごとに決めた額の「ala」を団体・個人からの申請に基づき、発行している。想定されているボランティア活動は、センターの清掃活動やセンター主催の催し物の手伝いなどであり、通貨単位は「ala」で、「1ala = 100 円」を交換レートとして財団主催の公演チケットと交換することができる。平成 15 年度は 2,408ala が発行されており、実際に公演チケット特典との交換もなされており、地域通貨として機能している。

文化施設の運営に文化ボランティアという形の住民参加がなされている例は多いが、文化ボランティア活動を継続的に責任を持って根付かせるためには、ボランティア活動を適切に評価する手段が講じられることにより、ボランティアの活動意欲を高めることが効果的である。

方策9 大学等の高等教育機関と連携し、大学等の地域貢献をうながす

芸術系大学には、地域における文化芸術の振興や文化的な社会基盤の整備に取り組むことが期待されているが、芸術系大学にとっても、このような取組みを通じて、その専門性や人材を活かして地域貢献を果たすことや、実社会と関わりの深い授業科目を開設することで、その大学の個性・特色の明確化に役立てることができるようになるという効果が期待できる。また、理論に偏りがちな教育から実践活動を含めた教育へとその教育の幅を拡大することができる。さらに、行政と地域住民等との連携に大学の教員や学生などが加わることにより、地域の文化芸術活動がより活性化し、地域内外に向けた文化芸術活動の発信や文化芸術によるまちづくり、交流人口の拡大などにつながっていくことが期待できる。

(事例13) 大学等の地域貢献と大学の専門性や人材を活用した取組みの事例

例：取手アートプロジェクト(TAP)(茨城県)

取手アートプロジェクト(TAP)は平成11年より茨城県取手市内で毎秋開催されている市街アート展であり、市内にキャンパスのある東京藝術大学と取手市及び市民ボランティアが企画運営に携わり、市民・大学・行政の協同プロジェクトとして注目されている。

協同事業における3者の役割分担は、おおむね下記のとおりである。

市民：運営実務及び地域内のネットワーク活用。

大学：複数の教員や助手による、専門知識に基づくアドバイスや市外の専門的ネットワークの提供。

行政：資金や公共施設の提供。文化振興担当職員が運営会議にも出席し、施設使用や助成金申請などの行政手続や物資の手配を行うなど、運営におけるきめ細かな協力。

また、多くの藝大生が自主的に作品発表の場としてプロジェクトに参加するのみならず、授業の一環として作品制作やマネジメント実務に携わり、芸術によるまちづくりの実践授業として同プロジェクトで現場を体験している。例えば、平成15年には、壁画科の授業としてJR高架下に全長40メートルの壁画を作成。学生たちのデザイン案の中から、市民運営スタッフが取手にゆかりのあるモチーフを中心としたデザイン案を選び、実際の制作には多くの一般市民がボランティアとして参加した。殺風景だった高架下は鮮やかな壁画で彩られ、以後は落書きも激減している。

さらに、平成15年には音楽環境創造科の学生が芸術と社会の連携をテーマとした実習授業の一環として、小学校との連携事業を考案・実施した。かねてよりTAPの関連企画として実施されていた市内12校の小学一年生による児童画展を活性化すべく、小学校へのヒアリングを行い、観客が絵の作者である児童たちに手紙を書く「おてがみ企画」を実施し、好評を博した。

TAPでは藝大生のみならず、市外からアートマネジメントに関心のある若者をインターンとして受け入れており、シニア世代の多い地元市民の運営ボランティア・スタッフは、幅広い社会経験と長年の事業運営におけるノウハウをもって若い世代を暖かく育てている。一方、藝大生やインターンの若々しい発想はプロジェクトのエネルギーを刷新し、新たな機動力としてプロジェクトを活性化している。

方策10 文化に愛着を持った人や団体に公立文化施設の運営に当たってもらう

地域文化の振興を考える時 地域には必要な人材が不足していると言われることも多いが、これには、各地域にいる人材を見出し、活用できていないという面があることも否めない。例えば、公立文化施設の管理や運営などをすべて行政だけで行うことが効率的、効果的であるとは限らず、そうした管理や運営に文化に愛着を持った人や団体がかかわった方が良い結果をもたらす場合も考えられる。

近年、公共施設等の建設、維持管理、運営等に当たって民間の資金や能力を活用して整備するPFI（Private Finance Initiative）や、行政が設置した施設の運営を民間に委ねる「公設民営」方式が導入されつつある。文化施設については、文化の特性に十分配慮した運営が行われるべきことは言うまでもないが、民間の資金、能力やノウハウを活かして、より柔軟な運営によって優れた文化芸術活動が行われることが期待される。

（事例14）文化施設の運営をNPO法人に委託している事例

例：NPO法人ダンスボックス（大阪府）

NPO法人ダンスボックスは、平成8年4月にTORIIHALL内に「ダンスボックス実行委員会」として設立され、平成14年3月まで年間約30本のダンスプログラム（公演・ワークショップ（参加型講習会）等のソフト事業）を企画制作していた。平成14年8月にNPO法人化し、大阪市が既存施設の活用という趣旨で実施している新世界アーツパーク事業の一環として、フェスティバルゲートの一区画の管理運営を大阪市の文化振興財団機能を有する（財）大阪都市協会から受託し、劇場「ART Theater dB」として運営している。ダンスボックスは、ダンス芸術の「自己表現の力」、「コミュニケーションを創る力」、「国際性」を現代社会に活かし、市民がより豊かな生活を享受できる環境をつくること、ダンスを通じて豊かな感性を持つ子どもたちの育成及び人と自然が共生できる文化的なまちづくりの推進を図ることを目的としている。

活動の特徴は、公設民営の劇場を運営し、ダンスプログラムを核に、活動の拠点を持っていることである。旧テナントの内装や設備の解体や撤去は大阪市が実施したが、新たな内装や設備工事はダンスボックスの責任で実施している。行政側は施設だけを提供し、施設の活用方法はNPOに任されている点が特徴である。さらに、実際の運営においても、行政側は不動産賃借料、共益費と光熱水費とハード維持にかかる経費のみを負担し、一部事業を除き事業経費は支出しておらず、劇場の運営は全面的にダンスボックスが行っている。

方策 10 文化に愛着を持った人や団体に公立文化施設の運営に当たってもらう（その2）

平成 15 年 9 月に施行された地方自治法 244 条の 2 の改正により、民間事業者（株式会社、NPO 法人等）も議会の指定を受ければ、「公の施設」の管理を受託できるようになった（いわゆる「指定管理者制度」）。指定管理者制度は、公の施設を民間等の活力を利用して効率的・効果的に運営・管理することにより利用者の利益に資することを目的として導入された。平成 18 年 9 月までには各地方公共団体において公の施設を設置者の直営とするか又は指定管理者制度を導入するかを決定することとされており、現在、各地方公共団体において文化施設等の管理・運営をどのように行うかについて活発な議論が行われているところであり、指定管理者制度をどのように活用していくかが大きな課題となってきた。

（事例 15）長年にわたり地域文化の振興に大きな役割を果たしてきた NPO 法人を指定管理者に指定した市町村の事例

例：富良野市による NPO 法人ふらの演劇工房の指定

「NPO 法人ふらの演劇工房」は、果物に産地があるように、富良野を演劇の産地にしようという地域住民の思いから活動を開始した。ふらの演劇工房は平成 11 年に NPO 法人として全国第 1 号の認証を受け、演劇に関する各種セミナーの開催、高校での演劇支援、高齢者を対象とした演劇リハビリテーションなどの演劇のソフト事業を中心に積極的に活動してきた。平成 12 年からは、富良野市から「富良野演劇工場」の管理・運営を受託し、公設民営による事業展開を行っており、指定管理者制度の導入以前から、ふらの演劇工房には、ソフト事業の企画はもちろんのこと、施設の管理・運営のノウハウも蓄積されていた。

一方、富良野市は、文化施設にはソフトの事業が非常に重要であり、照明等の高い専門性を要する設備も多いことから、文化施設をそれ以外の公の施設と同一に扱い、一つの条例に基づいて一団体を指定管理者として指定することは適切ではないとの考えから、他の施設条例に先立って富良野演劇工場の条例改正を行うこととした。富良野市は平成 16 年 3 月に「富良野演劇工場設置及び管理に関する条例（平成 12 年 3 月 3 日条例第 3 号）」を一部改正し、条例の中に指定に当たっての審査の基準として、平等な利用機会の確保、サービスの向上、管理費用の効率性、安定した管理能力などを盛り込み、多面的な観点から総合的に審査する仕組みを規定した。また、富良野市では、行政の公平性及び透明性の観点から公募を行うこととし、商工会議所の代表や演劇の専門家などを含む 7 人の選考委員によるそれぞれの項目についての数値化（5 点満点×20 項目）による審査を経て、指定管理者としてふらの演劇工房が指定された。

文化施設の管理・運営に関してもその経済的効率性を無視することはできないが、地域文化の拠点としての文化施設等が地域社会に対して果たしている貢献を考慮すれば、文化施設等に指定管理者制度を適用する際には、文化施設が本来有する使命や目的、地域における役割等を踏まえ、その文化的側面について十分に配慮することが必要である。

課題4 . 文化芸術活動を支える拠点・資源をいかに活性化するか

方策11 文化施設（文化会館，美術館・博物館等）のネットワーク化を図る

文化会館については，稼働率が悪い，自主事業があまり行われていないなどの指摘もなされているが，文化会館をはじめとする文化施設は地域における文化芸術活動の拠点としての役割を果たすことが強く求められている。文化施設を活性化するための一つの方策として，文化施設が互いに連携し，ネットワーク化を図ることで課題が解決できる場合もある。それにより，費用負担の軽減や情報の共有化が図られるとともに，存在自体を地域内外に発信することも可能となる。

このようなネットワークには同地域にある異分野の文化施設が連携する例，県境等を越えて同分野の文化施設が連携する例，大都市と町村の文化施設が連携する例などそのパターンは様々である。

（事例16）地域の文化施設が県境を越えて事業連携を図っている事例

例：C - WAVE（シーウェーブ）ネットワーク協議会（九州5県）

C - WAVE とは，九州における中・小規模の公立文化施設により構成されているネットワーク協議会である。C - WAVE という名称は，文化（Culture）を創造（Creation）し，伝達（Communication）する，うねる波（Wave）となることを目指して付けられたものである。平成5年に宮崎県門川町総合文化会館が，規模の同じような文化会館では，共通の課題を抱えているのではないかと考え，その課題をともに解決することを目指して連携することを呼びかけたのがきっかけとなり，大分，宮崎県内7館により設立された。平成16年現在では，鹿児島，熊本県，福岡県の文化会館も加わり，11施設までその連携が拡大している。なお，連携の効果を上げ，競争を避けるため，施設規模や施設間の距離などについて一定の制約を設けている。

文化会館の事業費のうち文化芸術団体等の招へい費が非常に多くかかるという共通の課題の解決に向け，招へいに際して各文化会館が共同で経費を負担することで，公演開催のための経費を削減することができ，住民に低料金で質の高い文化芸術の公演等を提供することが可能となった。

さらに，公演する側の文化芸術団体等からの注目も高まり，積極的な情報提供が得られるようになった。また，C - WAVE では，年4回，各施設において研修会を巡回実施するとともに，首都圏へ出向いての制作者や出演者との面談，助成・支援団体からの情報収集を協働して行う等により，強力な連携が形成されている。このような連携から得られる効果は施設運営のノウハウの蓄積や職員不足の間接的な補完にまで発展を見せている。

方策 1 2 地域の特色ある文化財の積極的な活用を図る

各地域には、それぞれのまちを形成してきた生活の歴史があり、地域の文化財はその歴史を具現化している地域のシンボルである。地域の特色を表す文化財に着目した専門家が、市民と協力してボランティア活動を推進することにより、文化財が地域の文化芸術活動の拠点となるだけでなく、教育活動の拠点にもなりうる。

(事例 1 7) 地域の文化財を教育活動の拠点としても活用している事例

例：よこはま洋館付き住宅を考える会

よこはま洋館付き住宅を考える会は、横浜の歴史を踏まえた街の特色の一つである洋館付き住宅に、人が長く住み続けるための保存・活用コンサルティング等の支援活動を通じ、これからの人の住まい方や、住環境、生活の質について考え、それを実践に結びつける活動を行うため平成 11 年に発足した。洋館付き住宅とは、大正から昭和初期に都市に建てられた和風住宅の玄関脇に小さな洋館がついた建物である。その存在は、横浜の住宅地の風格を醸し出すものであったが、近年急速な建て替えなどにより、その多くは失われつつある。

よこはま洋館付き住宅を考える会は、建築の専門家と市民及び大学の建築関係研究者が協力してボランティア活動を推進している。具体的には、横浜市郷土資料館との共同企画による文化芸術事業を実施し、洋館付き住宅をイベント活動や発表の場として活用することにより、地域の文化芸術活動の拠点を創出している。また、子どもたちに対して、土曜日を活用して、修復作業や環境に影響の少ない住居についてのワークショップ(参加型講習会)などの体験学習を行っている。さらに、貴重な洋館付き住宅の存在や状態を正確に把握し、データベース化し保存する活動も行っている。

この活動を支えているのは、体験学習を実施するに当たって会のメンバーである教員が指導案を作成し、建築の専門家が子どもたちに伝えていくための専門知識を提供するなどの適切な役割分担と連携である。また、ワークショップ(参加型講習会)では、洋館付き住宅を修復した宮大工の参加協力を得て、本物の道具や技術を子どもたちが直接体験できるように工夫するなど、外部の専門家の参加を積極的に促し、緩やかな連携により様々な情報を提供するという会の運営方法にもそのポイントがある。

方策13 学校や社会教育施設などの既存の遊休施設を有効活用する

学校や社会教育施設は、学校教育あるいは生涯学習の場として活用されるとともに、地域住民にとっての文化的な地域づくりの拠点としての機能も求められている。余裕教室や廃校施設に新たな役割を与えて再生させることで、新たな地域の文化的シンボルを作ることができる。例えば、余裕教室や廃校施設については、様々な用途への転用が可能となっており、地域の芸術家、文化芸術団体、住民等の公演・展示や練習の場としても利用できる。このように、既存の遊休施設の有効活用を図ることにより、多額の初期投資を必要とせず、地域における文化芸術活動の拠点を確保できる。

(事例18) 廃校等の文化施設への転用により地域の文化芸術活動の拠点になっている事例

例：京都芸術センター（旧明倫小学校）

京都芸術センターは、統廃合で閉校となった明倫小学校を改修し、京都市の文化芸術を総合的に展開する拠点として平成12年に整備された。京都で文化芸術を学んだ学生等に職業芸術家を目指して活動を継続するためのアトリエや稽古場を提供し、京都に若手芸術家が住み続けることができるよう支援することを通じて、京都の文化の創造力・発信力を高めることを目的としている。また、文化芸術の鑑賞だけに留まらず、文化芸術活動を直接体験し、さらに文化ボランティアとして積極的に参加するよう促すことにより、市民が支える京都の文化芸術の振興を目指している。さらに、常勤職員（最長3年）として「アートコーディネーター」8名を配置し、事業の企画・実施を担当することで、文化芸術活動の企画等を行う人材育成を図っている。

同センターは、若手芸術家に公開制作や市民とのワークショップ等の地域貢献活動を条件付け、スタジオを最大3ヶ月間無償で貸し出す事業は毎回多くの応募があり、センターの利用を通じて形成された若手芸術家のネットワークが京都における新たな文化芸術活動の展開を促している。

同センターは地域の自治組織の尽力により明治2年に設立された小学校を母体とし、地域住民の自治活動の場となってきたという歴史があり、まちづくりや地場産業とのつながりも深かったことから、センターへの改修後も地域住民に親しまれている。センターを利用できる若手芸術家の数は多くはないが、地域住民と文化芸術とを近づけ、地域に支えられた文化芸術活動が活発に行われていることは高く評価されている。

また、校舎の歴史ある外観や講堂等の文化財的価値を保存・活用していること、大小の部屋が数多くあり多様な活動に対応できること、京都市中心部にあるため交通の利便性がよいことなどは、芸術家や市民から高い評価を受けている。

課題5．子どもたちの文化芸術活動への支援をどのように進めるか

「文化を大切にする社会の構築について」(平成14年4月文化審議会答申)でも述べられているとおり、豊かな人間性と多様な個性を育むためには、学校や家庭、地域において子どもたちが参加、体験できる様々な文化芸術活動の機会を充実することが重要であり、年間を通じて多種多様な文化に触れ、体験できる企画を作成し、実施することや、美術館・博物館、劇場などにおいて子どもたち向けの企画を充実させ、学校においてその積極的な活用を図っていく取組みを進める必要がある。

さらに、地域文化の振興を図る際には、地域文化の継承者となる可能性の高い子どもたち・青年の文化芸術活動への支援が大切である。

特に、我が国には様々な地域でいろいろな伝統文化が受け継がれてきたが、経済成長に伴う都市化や生活様式の変化などにより、これらの伝統文化を子どもたちに継承する機会が次第に少なくなっている。地域に固有の伝統文化を受け継ぎ、発展させていくのは地域の子どもたちであることを認識し、地域の大人が様々な機会を捉えて、子どもたちに伝統文化を伝えていくことは地域文化の振興を考える上で最も重要なことの一つである。

地方公共団体や国においても、子どもたちの文化芸術活動を支援する施策が図られるだけでなく、近年は文化芸術団体等において、子どもたちの文化芸術活動を支援する取組みが活発になってきているが、子どもたちの主要な居場所である学校との連携が十分図れていない、教育委員会や学校との意思疎通をするきっかけがないなどの問題も指摘されている。

ここでは、民間と行政・学校の連携・協力により、子どもたちの文化芸術活動が一層促進され、子どもたちの体験活動が深まったり地域文化が継承されたりしている事例を取り上げる。

方策14 学校との連携により子どもたちの文化芸術体験・表現教育を推進する

美術館・博物館は、地域文化の振興の重要な拠点の一つであり、子どもたちにとって、単に知識を実物によって確認する場ではなく、展示物の持つ意義を新たに学ぶ中で、一人一人の興味や関心を引きつけ、自ら学ぶ意欲を育成する場になることが重要である。

(事例19) 学校と博物館との連携により、子どもたちの文化芸術活動を推進している事例

例：大阪府立近つ飛鳥（ちかつあすか）博物館

古墳時代から飛鳥時代の文化をテーマとする大阪府立近つ飛鳥博物館では、平成10年から学校と連携して、特色あるワークショップ(参加型講習会)とアウトリーチ活動(出前講座)を行っている。

校外学習や遠足で来館した小学生に対するワークショップでは、展示室で本物や複製模造品のかぶとやかぶとなどを観察し、牛乳パックや厚紙などの身近な材料で、観察してきたものを再現させる。作る過程で、なぜそのような形になっているのか、どんな材質をしているのか、どんなふうに使っていたのかなどを考え、意見を出し合うことで、本物を観察する力だけでなく、想像力や構成力を引き出し、古墳時代を身近なものとしてとらえることができる。

また、学芸員が小学校を訪問して行うアウトリーチ活動も、できるだけ子どもたちの好奇心を刺激し、興味や関心を多方面に広げるプログラムになるよう、内容や実施形態などを事前に教員と相談して実施している。例えば「こぶん人になりきってみよう」という企画では、銅鐸や銅鏡を使って、子どもたちにそこに描かれた人物は何をしているのか、どんな会話をしているのかストーリーを創作させ、最終的には寸劇を行ってもらう。自分で台詞や動きを考え、演じることで、古墳時代の人々がどんな暮らしをしていたのかを生き生きと、身体を伴った形で感じてもらうことができるのである。平成15年度は8校358名の小学6年生が参加している。

これらは、博物館で子どもたちが本物の埴輪や土器に間近に触れ、自由な発想で楽しく工作や寸劇の創作をしながら歴史を身近に体験することができる活動の例である。

このように、大阪府立近つ飛鳥博物館においては、近隣の小学校等と連携・協力して、ともに活動を行うことで信頼関係を深め、地域の文化拠点としての重要な役割を果たしてきており、地域文化の振興に貢献している。

子どもたちが美術館・博物館へ行き、単に本物の展示品を見学するというだけではなく、地域の学校と美術館・博物館が連携・協力し、そこに展示されているものを通じて、子どもたちに歴史や文化芸術を身近に感じてもらい、更なる学びや発展のきっかけなどを提供することにより、文化芸術体験・表現教育を推進することが重要である。

方策15 企業との連携により子どもたちの文化芸術体験・表現教育を推進する

企業のメセナ活動には、資金による支援の他にも企業の有する施設や人材を活用して文化芸術活動を支援する形態もある。こうした支援を子どもたちの文化芸術体験等に生かすことは、企業の資源を有効活用できるとともに、子どもたちに文化芸術体験の機会を提供するだけでなく社会における勤労の仕組みや働くことの意味を考える機会を与え、社会人と接することでコミュニケーション能力が向上するなどの教育的効果も期待できる。

子どもたちの文化芸術体験・表現教育は学校教育においても重要視されてきており、学校と企業等が連携することにより、子どもたちの多様な文化芸術体験等が一層推進されることが求められる。また、子どもたちの週末活動など学校外においても文化芸術に触れる機会を充実していくことが求められており、企業等が社会教育団体等とも連携していくことも期待されている。

(事例20) 企業のメセナ活動と連携した子どもたちの文化芸術体験

例：TOA（ティーオーイー）株式会社による中学生体験活動「トライやるウィーク」への協力（兵庫県音響機器メーカーであるTOA株式会社は、平成10年に兵庫県教育委員会が開始した中学校2年生の体験活動プログラムである「トライやるウィーク」に毎年参加している。地元の中学校2年生10名程度を受け入れて、TOAが所有するジーベックホールという「場」、音響機材という「モノ」、技術という「ノウハウ」を活かして、「トライやるウィーク」の一週間に中学生がコンサートを企画し、運営する。TOAが選んだ芸術家が中学生に作曲や演奏について助言しつつ、TOA職員の力を借りながら、チラシ作り、演奏の練習、会場設営、本番の運営、後片付けなど実際のコンサート企画と同様の体験をすることで、文化芸術活動の企画・運営と裏方の仕事を理解するようになっている。

事業開始当初は、本事業の趣旨を理解した上で協力してもらえる芸術家を見つけ出すのが大変であったが、近年は事業が広く認知されたこともあり、芸術家の協力は得やすくなってきている。

企業としては、所有するホールを地域の住民に知ってもらうことで地域とのコミュニケーションの場として活用し、ホールの活動の裾野^{すその}を広げるといふねらいがあったが、中学生が企画運営するコンサートには中学生の親をはじめ地域の住民が200名以上も来場し、中学生と芸術家による現代音楽を楽しんでもらうと同時に、TOAの活動を理解してもらうことができている。TOAで音楽体験をした中学生の中には、卒業後に音楽大学に進学した者や、将来は音響会社に就職したいとの希望を持つ者がいるなど、文化芸術活動へのきっかけ作りともなっている。

方策16 学校や教員の文化への理解を促進し、教員を支援する仕組みをつくる

次代を担う子どもたちに文化芸術に触れる感動や楽しさを伝え、子どもたちの感性や想像力を刺激して、一人一人の可能性を引き出すことは、教員だけでなく地域文化にかかわる様々な文化芸術団体、文化施設をはじめ地域全体の課題でもある。この課題への取組みとしては、例えば、美術館・博物館では、その課題に取り組むため、専門的知識の豊富な学芸員と教育の専門家である教員が、互いに補完し合うとともに、学芸員と教員の間でその連携を支援するコーディネーター（調整役）の存在も求められている。

（事例21）学校と美術館の連携を文化芸術団体がコーディネート（調整）し、子どもたちに美術により親しむ機会を提供している事例

例：子どもの美術教育をサポートする会（滋賀県）

総合的な学習の時間や図画工作・美術の授業で、美術館に出かけたり優れた美術作品に接したりすることで、教育効果を高めたいというニーズ（意向・要望）は学校の教員には以前から根強くあった。また、美術館・博物館の学芸員にも館の持つ文化芸術の力を学校教育に生かせないかという問題意識が持たれてきた。しかし、実際には所管する行政機関の違いや、交流や情報の不足などから、協働による取組みは、一定範囲にとどまってきた。

そこで、欧米や東京都の世田谷美術館などで行われている美術館・博物館と学校との授業連携を地域でも実現させることを目的に平成13年1月に「子どもの美術教育をサポートする会」が設立された。以前より設立の準備をしていたメンバーが、国の緊急雇用対策で、「学習コーディネーター」として学校に配置され、直接教員の声を聞いたことをきっかけに、県の美術館・博物館の評議員でもあった自身の役割を活かして、互いのニーズを取りまとめ、地域の文化芸術に関する教育関係者の理解を得ながら、学校と美術館・博物館の担当者同士が話し合って、授業の準備をする場を設定してきた。

その後、次第に賛同の輪が広がり、現在では地域の芸術家や文化会館からも積極的な協力が得られており、主にワークショップ（参加型講習会）の形で子どもたちが文化芸術と自分が向き合う機会を設けることにより、学校教育を支援している。

この他に、教員と学芸員が直接連携を図っている事例として、熊本県立美術館と「わーくしょっぷの会」の連携がある。美術の専門的知識をもつ学芸員と教育の専門家である教員から構成されている「わーくしょっぷの会」が、互いに足りないところを補いつつ、子どもたちが美術に親しむ方法を模索している。このように、文化芸術についての専門的な知識を蓄積し、本物に触れる場を提供することができる美術館・博物館が教員を支援し、教員の側からも、美術館・博物館に対して、子どもたちへ語りかける方法を提示するという連携ができることによって、子どもたちの文化芸術に対する興味・関心をより効果的に引き出すことができる。

学校と文化施設が連携し、芸術文化の指導を行う教員を支援することにより、子どもたちの教育と文化芸術活動との連携を図っていくことが求められる。

方策17 高齢者から地域の歴史ある文化芸術を子どもたちに伝える仕組みを構築する

近年、核家族化の進展から子どもたちと高齢者の交流の機会の減少が指摘されている。しかし、高齢者には地域に伝わる祭りや郷土芸能などの伝統文化を伝承している人も多く、高齢者と子どもたちが触れ合う機会を拡大することは地域文化の活性化の面からも重要である。地域の文化芸術活動を進めるに当たり、高齢者と子どもたちを結び付ける仕組みづくりが求められている。

(事例22) 高齢者と子どもたちを結び付ける取組みの事例

例：兵庫県の小野市立好古館「わたしたちのまち・阿形（あがた）」展

兵庫県にある小野市立好古館で開催された「わたしたちのまち・阿形」展は、阿形町内で実行委員会を組織し、館の関係者だけでなく、地域の小・中学生、保護者、教員、老人会、子ども会、市史編纂室、行政関係者など、地域住民全体が協力して作り上げた企画展である。

企画展のテーマは町そのものである。小野市立好古館や市史編纂室が古文書や絵地図などから町の歴史の研究を行うとともに、子どもたちが町の由来や伝承、年中行事、公民館や小学校の変遷、町内のお堂や神社、ため池、石碑、屋号などについて、グループで両親や祖父母、町の高齢者から聞き込み調査を行う。聞きに行った相手がないことがあれば、知っている人を紹介してもらい、更にその人を訪ねるというやり方で行った。

このようにして作り上げられた展示会には、調査を行った子どもたちや聞き込みに協力した高齢者をはじめ、多くの地域住民が足を運び、入館者は2週間で約1,000人という盛り上がりを見せた。自分の知識が企画展に活かされ、地域の財産となることで高齢者が元気になるばかりか、次代を担う子どもたちも祖父母の世代から、埋もれていた町の歴史を直接聞き、自分たちの地域の成り立ちを知る機会を得ることができた。また、この取組みによって、同じ地域に住んでいても、それまで直接接することがなかった者同士が顔見知りになり、地域の結束を図ることができた。

歴史博物館が地域の核となり、住民の地域に対する親しみの気持ちを高め、地域全体の活性化につながった取組みといえる。

高齢者と子どもたちが直接触れ合うきっかけを作ることにより、高齢者の側は自分の知識が意義のあるものであると感じることができ、子どもたちの側は知らずに過ごしていた地域の文化を受け継ぐことができるとともに、地域の高齢者や先人への尊敬の念を抱くことができる。小野市の例のように、高齢者と子どもたちの間のつながりが生まれることにより、更に広い範囲の人々が連携し、自分の住む地域への愛着や親しみを持つことになれば、結果として地域全体が活性化することになる。

課題6 文化芸術活動に関する情報収集・発信をどのように進めるか

方策18 インターネット等を活用して全国に向けての情報発信を積極的に行う

地域で行われている文化芸術活動を積極的に発信し、広く地域住民に理解、支持してもらうことは、地域文化の振興に極めて重要である。また、地域における文化芸術活動を地域住民のみならず、全国に向けて発信することにより、他の活動に影響を与えたり、外部からの評価を受けたりすることが可能となり、その文化芸術活動が一層活性化することが期待される。情報発信は事業を紹介するだけでなく、活動への参画を促す手段にもなるが、情報発信の手法やノウハウが蓄積されておらず、人材も不足しており、有効な対策が求められている。

(事例23) インターネットを活用した情報発信の事例

例：広島県立美術館友の会ボランティアによる美術館ホームページの作成支援

広島県立美術館には、「広島県立美術館友の会」の中にボランティア組織があり、常設展の解説（ギャラリーガイド）や資料整理の補助などの美術館における様々な活動を行っている。「友の会」は、美術館が募集し、その組織下で運営されている他の美術館ボランティアとは異なり、その運営や活動をすべてボランティアが行っており、会長や事務局長もボランティアが務め、「友の会総会」による意思決定の下で、会員の自主的な活動が可能となっている。友の会の活動は七つのグループに分かれているが、その一つに、ホームページグループがあり、「友の会」のホームページを作成・管理するとともに、広島県立美術館のホームページにおけるデータ入力の補助も行っている。ホームページグループには、6～7名のボランティアが所属し、電子メールを活用して活動を行っている。友の会ホームページ上では、ほぼ毎月更新される「友の会ニュース」には友の会からのお知らせやイベント情報のほか、美術に関連する情報も掲載されるなど、最新の情報が分かりやすく掲載されている。美術館や文化会館でホームページ等による情報発信は活発になされているが、ボランティア団体が自らホームページを作成・運営して、積極的にボランティア活動を発信しつつ、美術館自体の活動を広く広報している事例は稀である。

「友の会」でこうした情報発信が成功しているのは、ホームページの作成・運営に関心を持つボランティアグループを結成し、自主的に内容を検討し、友の会の会報誌「色絵馬」の編集と併せてホームページ内容の更新を図る工夫を行っているためである。

文化施設や文化芸術団体の活動を発信する手段として、インターネットをはじめとする情報通信技術の活用は、少ない費用で広範な地域に自らの情報を発信できるという点で極めて有効である。しかし、そのためには、文化芸術活動の情報を収集する人、情報を発信する人などその役割を的確に区別して、その人材を適切に養成し登用する必要がある。

課題7 文化芸術活動への資金的援助をいかに確保するか

方策19 国や地方公共団体等による地域文化に対する支援事業の活用を図る

地域文化の振興は、基本的に地方公共団体の責務であるが、第2章で見たように近年の財政状況の厳しさを受け、地方公共団体単独で文化芸術活動への十分な支援を行うことは困難である。文化庁の地域文化支援策や内閣官房地域再生本部の「地域再生推進のためのプログラム」等、国においても各種の地域振興策を実施しており、これらを適切に活用していくことが求められる。

(事例24)「地域再生推進のためのプログラム」を活用した地域文化振興

例：石川県小松市「町人文化のまち再生構想」

小松市には240年の伝統を誇る^{ひきやまこどもかぶき}曳山子供歌舞伎をはじめ「町人文化」の伝統が色濃く残っている。近年、急速な都市化などにより伝統文化の継承が困難となっており、人材不足や曳山の老朽化、伝統的な町並み景観の喪失が進行している。このたび、政府の「地域再生推進のためのプログラム」を活用して、町並み景観の保全、歌舞伎文化の継承、新たな産業と文化の発信、観光の再生という4つのテーマをもとに「町人文化のまち再生」を目指している。

曳山はこれまで、各町内の若連中が独自に運営していたが、各町の横の連携を図るため小松曳山八町連絡協議会が結成され、「^{ひきまろ}曳山八基曳揃え」の調整役として機能してきている。

また、伝統文化の継承に関して、市民団体や指導者の育成に努める一方で、学校教育においても積極的に地域の伝統文化を授業計画に取り込んでおり、市内全中学校の持ち回りによる「勤進帳」上演や、市立高校での邦楽部の結成などの取組みを行っている。さらに、地域の伝統文化に対する周辺地域の理解が不可欠であることから、市民が歌舞伎に親しめる講座等の開催を通じて、伝統文化の保存と活用に関して応援団となってもらえるよう歌舞伎の普及に努めている。

また、全国の子供歌舞伎の競演により地域資源を見直そうとする「全国子供歌舞伎フェスティバル in 小松」を開催し、地域の伝統文化を全国に発信している。

こうした後継者の育成と伝統文化の保存を図る一方で、伝統ある町並み再生に取り組む市民活動を積極的に支援し、地域でまちづくり協議会を設置し、旧市街地の町家再生に関しては、景観法の趣旨に沿いつまちづくり計画や協定の締結を目指している。

地域の文化芸術活動は、基本的に地域住民、文化芸術団体等、地方公共団体により支援されるべきものである。しかし、地域の伝統文化は小さな地区単位で保存され、実施されているが、従来の地区住民だけでは資金を賄いきれなくなっており、より広い住民の参画と理解を得て伝統文化を支えていくことが求められている。文化芸術活動を行う者の自主性を尊重しつつも、地域づくりや他の分野における事業援助を文化芸術活動と組み合わせたり、財団等の助成を受けたりすることで、様々な方策により事業に合致した支援を受けるようにすることが求められる。

方策 2 0 企業のメセナ活動や社会貢献活動により地域文化の振興を図る

企業によるメセナ活動は、バブル経済時における企業名を付した事業を中心とした文化芸術支援が多く行われた時期から不況による停滞期を経て、再び活気を帯びてきている。近年は、企業の社会貢献活動が重要視され、従来の冠事業とは異なり、各企業が自らの理念を持ち独自の支援を行っている例が増えてきている。また、企業の属する地域に根差した文化芸術活動に対して地域の一員として参画し、支援するという姿勢を示してきている。

さらに、地域ではメセナに関心を有する人や企業が連絡協議会のような組織を形成する例が多かったが、その中でNPOとして法人格を取得し、より安定した形態で文化芸術活動を支援しようという動きが盛んになってきている。

なお、平成 11 年より全国各地でメセナ活動を行っている 16 団体が「全国メセナネットワーク」を組織し、毎年全国会議を開催して相互の研鑽^{けんさん}と情報交流を図っている。

(事例 2 5) 地元出身者に対する長期間にわたる企業メセナ活動

例：NPO法人山梨メセナ協会

NPO法人山梨メセナ協会は、平成 8 年に設立され、平成 11 年にNPO法人格を取得しており、誇り高い山梨文化の創造と、未来に無限の可能性を秘める芸術家等育成のため、手を携え支援していくことを目的として、県内の企業・事業所に対して会員を募り(51 企業、1 団体、32 個人)、山梨県在住者又は出身者を対象に支援をしている。地域文化の振興の基本は、それを支える人材の育成であると考え、フィランソロピー(企業による社会貢献)の精神に基づき、「見返りを求めない支援」を企業会員を中心に実施し、地元の人材の発掘と育成に努めている。山梨メセナ協会は、音楽、舞台、美術、伝統文化、環境芸術における地元の団体や事業にも支援をする傍ら、人材育成でも世界に羽ばたく地元出身の芸術家等を長期間にわたり支援している。地域の文化芸術団体や子どもたちの文化芸術創造活動などすでに延べ約 150 件の個人、団体を支援している。

また、金銭的支援以外の形態によるメセナ活動にも力を入れており、文化芸術活動の発表、制作、稽古の場として、メセナ企業会員の建物(社屋、倉庫、機材等)と敷地空間、インターネット関連設備などのメセナ資源を利用できるよう斡旋^{あつせん}、紹介業務を行っている。文化芸術活動の広報・発信を支援するために、メセナ協会で印刷機を購入し、文化芸術活動に関するチラシ印刷を支援している。平成 13 年 3 月には、山梨メセナ協会の企業会員を中心に企業の社会貢献意識と実態を調査し、「山梨の企業社会貢献白書」として出版している。

山梨メセナ協会は、「地元の人材を支援する」ということに徹底的にこだわり、「将来大成するかもしれないという期待感を楽しみに息長く支援すること」を信条として、活動を続けてきている。また、「目立たないところこそ、メセナの出番」との考えから、山梨の伝統文化の振興を継続している点は、地域に密着したメセナ活動として特筆されよう。

「メセナ山梨」を年 1 回発行し、会員に対して助成内容を報告しつつ、助成を受けた個人・団体の活動報告等を掲載することにより、支援した者と支援を受けた者との定期的な交流・情報交換を図っている点は、メセナ活動を息の長いものにしていく上で重要な要素となっている。

方策 2 0 企業のメセナ活動や社会貢献活動により地域文化の振興を図る（その 2）

従来の企業メセナ活動では文化芸術団体に対する支援活動や展覧会等の文化芸術に関するイベントの開催などが主流であったが、企業の社会的責任（CSR）の一環として、地域の文化芸術に対する企業の社会貢献活動が活発になってきている。それに伴い、社員が地域における活動に積極的に参加できるよう、勤務形態の弾力化や参加する意欲を引き出す仕組みを導入することにより、社員を支援することが重要になっている。

（事例 2 6）社員の自己啓発や文化芸術活動を支援する企業の事例

例：株式会社フェリシモ（神戸市）

ファッション、インテリアなど生活文化にかかわる商品を取り扱う（株）フェリシモでは、社内勉強会を発展させて、1997 年から同社の社員や家族、地域住民向けに芸術分野で活躍する人々による講演やワークショップ（参加型講習会）を実施する「神戸学校」を開始した。これまでに、建築家、デザイナー、演劇人等の文化芸術分野の専門家など 90 名以上の講師を招き、社員や地域住民など 300 名ほどが毎回参加している。地域住民からは、身近な所で生活文化の最先端に触れられて刺激になると好評を得ている。参加料は、社員やその家族・同伴者は無料、一般は 1200 円で、全額が震災遺児施設に寄附されている。

フェリシモでは生活文化を提案する企業として、企業自体が社員の生活文化を豊かにする仕組みを有するべきと考え、「長期特別休暇制度」を導入している。これは、土曜日午後に開催される「神戸学校」に出席した日に別途 3.5 時間の通常勤務をした場合は、その勤務時間を積み立てることができ、126 時間（21 日分）になると最大一ヶ月の休暇が取得できるというものである。同社では、社員の 9 割が「神戸学校」に参加した経験があり、約 80 名が休暇制度を利用して、海外研修等での創造性に磨きをかけている。この制度により、社内で長期休暇が取りやすい企業風土が生まれ、社員の生活にもゆとりができて、社員の士気や創造性が高まったとの指摘もなされている。

なお、フェリシモはこれらの取組みにより、（社）企業メセナ協議会主催のメセナアワード 2004 において文化庁長官賞を受賞した。

今後の企業メセナ活動の展開としては、企業自体が文化芸術活動に対して直接貢献をするだけでなく、その企業の社員が自らの生活にゆとりを持ち、文化芸術をはじめとする地域における活動に参加しやすい仕組みをいかに作っていくかということも重要になっている。

方策 2 1 個人による寄附のインセンティブ（意欲）を高める

文化芸術への支援には、企業メセナ活動や民間団体による助成、国や地方公共団体による支援のほかに、住民等による支援も期待される。個人単位では小さな支援であっても参加する人や団体が増えることにより大きな支援を行うことは可能であるだけでなく、個人等が自分の意志で支援することにより、文化芸術活動に対する参加意識を高めることができる。このようにして地域住民が、自分たちの地域の文化を支える自負心を持つことは、地域文化の振興に大いに繋がると考えられる。

（事例 2 7）個人による寄附を、行政が補完して支援している事例

例：愛知県春日井市の「市民メセナ基金条例」

春日井市では、平成 13 年 3 月に「かすがい市民文化振興ビジョン」を作成し、総合的かつ体系的な文化施策を明らかにするとともに、平成 14 年 7 月には、市民と企業や財団が連携協力して市民文化を振興するため春日井市文化振興基本条例を策定した。この条例では、市民メセナ活動とは企業メセナの考え方を市民に拡大し、文化芸術事業の表方・裏方を担う人的支援、場所や作品等を提供する物的支援、そして寄附や協賛等の経済的支援を含む概念として、その推進及び支援を規定している。

平成 15 年 4 月、市民メセナ活動における経済的支援の一環である寄附の受け皿として「市民メセナ基金条例」を策定して「市民メセナ基金」を発足させた。この基金は、市民や企業等に広く寄附を募る市民参加型の基金であること、取り崩して活用することが前提の取り崩し基金であること、寄附金を積み立てる際に市が上乗せ拠出する（マッチングギフト方式）ことが特徴としてあげられる。

春日井市文化振興基本条例において、市民・企業等に文化芸術活動への主体的な参加と支援を呼びかけ、市の役割としてその積極的な支援が要請されていることを踏まえたこの上乗せ拠出方式は、市民・企業等の寄附に対するインセンティブ（意欲）を高める効果が期待されると同時に、寄附者の善意が行政の支援により増幅され、文化芸術活動が一層活発化することから、市民・企業等、行政及び文化芸術活動を行う者とのパートナーシップ（協力関係）を図ることができるという利点がある。

基金は、市民メセナ活動への理解を増進するため、文化ボランティアの育成、啓発チラシの発行、ボランティア保険への加入に活用されており、将来的には地域の文化芸術活動の中心となる人材を育成し、地域の文化芸術活動を行政主導から民間主導へと進めることを目標としている。

春日井市の事例では、文化振興基本条例及び文化振興マスタープランを作成するだけでなく、市民・企業等による文化芸術支援を促進するための市民メセナ基金を設置して経済的な支援の方策を図り行政がその支援を補完する上乗せ拠出制度を導入することで、住民と行政が同等の責任を果たしていることに大きな意義がある。さらに、その経済的支援を市の文化ボランティア育成に活用することで、文化芸術活動に対する市民が主体の人的支援を図ることも、住民が文化芸術活動の担い手として積極的に参加することにつながる事が期待できる。このように住民や企業の文化芸術支援を支える経済的制度和人的制度を整備し、住民・企業等の民間の参画を促進していく方策が行政には求められる。

第4章 地域文化の活性化に向けて

1. 今後関係者に期待される具体的役割と取組み

第3章においては、新たな発想や手法などをもって地域文化の振興に取り組んでいる特色ある事例を取り上げた。もとより、地域文化振興には絶対的なモデルはなく、それぞれの地域の特性や実情に応じて方策が講じられるべきものであるが、これらの事例は地域文化の振興に取り組む関係者にとって学ぶべき多くの材料を提供している。

地域文化の振興が、我が国にとって今後一層取り組まなければならない極めて重要な課題であることは間違いなく、地域文化関係者にはこれらの先行事例等も参考としながら、それぞれの役割に応じて以下に掲げたような取組みが進められることを期待する。

(1) 地域住民

地域文化は、地域で生まれ、育まれ、継承されていくものであり、その主役は住民自身である。地域住民には、一人一人が地域文化の担い手であるとの自覚を持ち、文化芸術に積極的に触れたり活動したりすることを通じて、それぞれが持つ力を存分に発揮することが求められる。

また、地域社会の発展に果たす文化芸術の役割を見据えて、地域文化の在り方を自らの問題として考えるとともに、地域における文化政策の形成から実施に至るまで主体的に参画していくことが期待される。

(2) 文化芸術団体等

文化芸術団体には、自発性・創造性を発揮し、特色ある文化芸術活動を独自に展開するとともに、他の文化芸術団体や教育、福祉、観光等に関する団体・機関などとも積極的に連携・協力しながら、地域文化の振興に貢献することが求められる。

特に、学校等の教育施設や社会福祉施設等と連携しつつ、優れた舞台芸術活動や地域の伝統文化などに触れられる文化芸術体験の場を、積極的に提供していくことが期待される。

また、地域文化の振興に対する地域住民の意見や要望にも配慮し、住民に対して幅広く自らの文化芸術活動についての的確な情報発信を行うことにより、相互理解を深めるよう努めることが望まれる。

さらに、文化芸術の進展や経営的観点も視野に入れた文化芸術団体の運営を行っていくために、アートマネジメントや文化芸術活動を支える技術などに関する研修の機会を拡充するよう努めることが必要である。こうした研修の機会^{ほうが}は他の団体や行政等との情報交換や相互理解の場となるだけでなく、連携・協力の萌芽となり具体的な活動につながることも多いことから、より積極的に活用していくことが求められる。

(3) 大学等の高等教育機関

芸術系大学をはじめとする高等教育機関は、文化施設や文化芸術団体と連携しつつ、地域文化の担い手や文化芸術団体と住民とを結びつける人材（コーディネーター）、文化施設や文化芸術団体の管理運営を担当する人材などの育成を図ることや、地方公共団体の文化担当者や文化芸術団体等の職員等を対象として、アートマネジメント等の研修の機会を提供していくことが期待される。

また、大学等の有する専門知識、人材、設備等を生かして、地域文化に関するニーズ（需要）やシーズ（要望）を調査・分析を行うこと、日頃の教育活動や研究成果を積極的に地域に公開すること、地域研究の一つとして伝統文化の保存と継承など含めた地域文化の研究を行うことなどを通じて、地域文化の振興に組織的に参画していくことも期待される。

なお、大学等やその教職員等も地域の一員であることを自覚し、地域の文化芸術活動への参加を促すため、地域の文化芸術活動への貢献も大学等やその教職員等の評価の際に、重要な項目として位置付けることも望まれる。

(4) 企業等

企業等の民間団体も地域の一員であるとの自覚のもと、その立地する地域の文化芸術活動を積極的に支援するとともに、自らの事業ノウハウや人材等の経営資源を生かして、地域文化振興の重要な担い手となることが期待される。

また、社員が文化芸術活動に触れることのできるゆとりある生活や長期休暇は社員の士気を高め、その創造性を高めることにつながることを踏まえ、例えば文化芸術活動休暇のような、社員が文化芸術活動に参加しやすくする方策を講ずることも望まれる。

(5) 地方公共団体等

第 2 章でも見たように、地域における文化施設等のハード整備が進んだことを受けて、住民の文化振興に対する要望は、文化芸術活動に接する機会の増大、地域の文化芸術団体・サークルの育成・支援、文化財の活用によるまちづくりなどのソフト事業の充実や地域振興政策における文化的側面の重視という方向に移行しつつある。

また、第 3 章の各地の事例においても地方公共団体が重要な役割を担っている場合が多い。これらのことを踏まえて、地方公共団体には、以下のような取組みを期待する。

- ・長期的視野で地域文化振興のための基本的な方針等の策定に努め、その際、住民の参加意識を高める上からも、地域の文化芸術活動に関する統計やアンケート調査、ワークショップ（参加型講習会）、シンポジウム（公開討論会）等を活用して、地域における文化芸術の現状や住民の意見や要望のきめ細やかな把握に努めること
- ・地域の「文化力」が地域活性化の「鍵」であるとの視点から、地域経済、観光、教育、福祉など様々な行政分野間の連携・協力を進めること

- ・ 地域住民や文化芸術団体等が地域における文化芸術活動に関する情報交換を行い、行政と文化政策の方向性や役割分担を協議する場を設定するなど、地域の「文化力」を結集するための調整を図ること
- ・ 文化芸術担当者の人事に当たっては、人事異動があっても蓄積された知識や経験、ノウハウが円滑に継承されるよう配慮すること
- ・ 地域における文化芸術活動に関する情報を住民や文化芸術団体等が気軽に利用・相談できるような仕組みの構築に努めること
- ・ 文化ボランティアの活用のための条件整備や個人・企業の寄附等を促進する仕組みの充実など、地域における文化芸術活動を支える取組みに対し積極的に支援すること
- ・ 地域にある大学等の高等教育機関との連携・協力を深めつつ、大学等の行う人材育成や地域への貢献などの活動に対する支援を行うこと
- ・ 公立文化施設に指定管理者制度を適用するに当たっては、文化施設が本来有する使命や目的、地域における役割などを踏まえ、それらが達成できるように、その文化的側面にも十分配慮して運用を行うこと
- ・ 今後、市町村合併が進展していく中で、文化芸術の振興が新たな地域社会の連帯感の醸成に有効な手段となり得ることから、地域内の公立文化施設の連携を強化するなど、合併が地域文化の振興にも資するように努めること
- ・ 文化振興財団等の地方公共団体の関係団体も文化芸術に関する事業を実施するだけでなく、行政等とも連携しつつ、地域の住民や文化芸術団体等のネットワークづくりや文化芸術活動に関する相談機能の充実のため、積極的な役割を果たしていくこと

(6) 国

国は、地域文化の振興を図るため、以下の点に留意しつつ、施策体系の点検を行い、各地域における文化芸術活動への支援や情報提供等の必要な施策を講じることが求められる。

- ・ 地方公共団体による地域文化振興のための基本的な方針等の策定に対し、情報提供などの支援を行うこと
- ・ 優れた文化芸術に触れ、体験する機会や学校への芸術家等の派遣などの充実を通じて、学校教育における文化芸術に関する教育の推進を図ること
- ・ 子どもたちが身近な地域で、伝統文化や様々な文化芸術に継続的に触れ、体験できるように、地方公共団体等の取組みに対する支援の充実を図ること
- ・ 地域の歴史等に根ざした伝統文化の継承・発展をはじめ、地方公共団体等による文化財の保存と活用を支援すること
- ・ 地域再生推進のための取組みと連携し、地方公共団体等による文化芸術によるまちづくりを支援すること

- ・ 大学等の高等教育機関との連携・協力を深めつつ，大学等の行う人材育成や地域への貢献などの取組みに対する支援を行うこと
- ・ 情報提供，人材育成や創造活動への支援などを通じた文化施設の活性化のための支援を行うこと
- ・ 地域づくりや地域文化の振興において推奨すべき取組みの事例などに関する情報提供を行うこと
- ・ 地方公共団体や文化芸術団体等との連携協力のもと，国民文化祭や全国高等学校総合文化祭などの地域の文化芸術活動を全国的規模で発信する場の提供を行うこと
- ・ 地域文化の振興に寄与した者や団体に対して積極的に顕彰を行うこと

なお，文化芸術関係の特定公益増進法人に対する寄附金の所得控除や文化財の所有等に係る非課税措置など，文化芸術関係の税制上の優遇措置は，地域における文化芸術活動に対する有効な支援方策の一つである。今後とも，これらの措置が適切に講じられるとともに，地域の文化芸術活動の拠点となる文化施設に対して，税制上の優遇措置も含め，一層の支援が図られることを期待する。

2. 連携・協力により解決すべき課題と方策

第3章の各地の事例を通じても分かるように地域文化振興に当たっては，関係者の連携・協力が重要であり，特に以下のような課題については，関係者の連携・協力を推進することが重要である。

(1) 地域の特色ある文化資源の発見と再生

- ・ 地方公共団体や文化芸術団体等は，外部の専門家等の協力も得て新たな視点から，地域の特色ある文化資源の発見や再生のための住民等の主体的な活動を支援すること

(2) 教育，福祉，観光などの分野との連携

- ・ 地方公共団体や文化芸術団体等は教育関係者とも連携しつつ，本物の文化芸術に触れる機会の提供や文化芸術を活用した教育を実施することにより，子どもたちの豊かな人間性と多様な個性を育成すること
- ・ 地方公共団体や文化芸術団体等は福祉関係者とも連携しつつ，健康づくりや心の健康（メンタルヘルス）につながる文化芸術活動等を推奨すること
- ・ 地方公共団体や文化芸術団体等は観光関係者とも連携しつつ，地域文化をまちづくりに活かし，質の高い観光資源として活用されるよう，地域の文化力を高めること

(3) 人材育成等

- ・ 地方公共団体，文化芸術団体や大学等の高等教育機関は相互に連携しつつ，アートマネジメント担当者をはじめとした地域文化にかかわる人材の育成や現職者の資質の向

上を行うこと

(4) 地域の文化拠点の活性化

- ・ 文化会館や美術館・博物館等の地域の文化施設は、地域の文化芸術活動の拠点として活性化していくため、地方公共団体や文化芸術団体等とも連携しつつ、施設の運営に当たり地域の人材や団体の積極的な参加を促進するとともに、新しい発想に立って既存施設の活用や施設間の事業連携等を進め、長期的観点に立ち特色ある文化芸術活動が継続的に行えるよう配慮すること

(5) 子どもたちの文化芸術活動への支援

- ・ 地方公共団体や文化芸術団体等は、芸術家や伝統文化関係者などと教員がそれぞれの専門性を活かしながら連携し、子どもたちの文化芸術活動体験の充実に取り組むような仕組みを整備すること

(6) 文化芸術活動に関する情報発信

- ・ 地方公共団体と文化芸術団体等は、相互に連携しつつ、地域の文化芸術活動に関する情報のネットワークを形成するとともに、文化芸術活動を行おうとする者に対する相談機能の充実を図ること

おわりに

地域文化の担い手は地域住民であり、住民こそが主役である。その原則を踏まえた上で、文化芸術団体、企業、地方公共団体や国などがそれぞれに期待される役割を果たすことにより、地域で様々な文化が栄えていくことが期待される。

言うまでもなく文化芸術活動は人間の根源的な営みであり、経済・社会の在り方にも大きな影響力を持っている。臨床心理学者でもある河合隼雄文化庁長官の分析によれば、今日の日本は長期間にわたる経済的不況（depression）の中で、国民自体も精神的に鬱状態（depression）にあるという。しかし、国民が文化芸術活動を通じて元気を取り戻し、日本に「文化力」が満ちることにより、社会が元気になり、国民が心の豊かさや生きがいを実感できるようになることが期待される。

本提言を踏まえ、地域住民が地域文化の担い手として活発な活動を行うことができるよう、民間団体や地方公共団体がその支援を強化することを期待するとともに、国全体の文化芸術を振興していくため、地域の「文化力」を高めるべく、関係者には地域文化の振興に一層積極的に取り組んでいくことを求めるものである。

“地域文化で日本を元気にしよう”，これが本部会の提言である。